

令和7年豊能町議会12月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和7年12月5日（金）

豊 能 町 議 会

令和7年豊能町議会12月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和7年12月5日（金）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

寺脇 直子 内田 香織 林 和利
菅野英美子 永並 啓 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	小 森 進
こども未来部長	仙波英太郎	生活福祉部理事兼福祉課長	浅 海 毅
政 策 監	大 西 隆樹	総 務 部 長	入 江 太志
都市建設部次長	田 中 克生	住民人権課長	萩 原 哲也
保 険 課 長	千歳あや乃	健康増進課長	岡 本 めぐみ
福 祉 課 主 幹	清 水 珠実	教育総務課長	池 田 拓也
義務教育課長	峯 亜希子	こども育成課長	高 田 浩史
生涯学習課長	中 谷 匠	行 財 政 課 長	寺 倉 義浩
広報職員課長	奥 文彦	総 務 課 長	田 中 久志

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 岡 篤史

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和7年豊能町議会12月定例会議付託案件について

- ・ 第55号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件
- ・ 第56号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- ・ 第57号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件
- ・ 第58号議案 工事請負契約の締結について
- ・ 第59号議案 指定管理者の指定について
- ・ 第60号議案 指定管理者の指定について
- ・ 第62号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件
（関係部分のみ）
- ・ 第63号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第64号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第65号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件

- ・ 第66号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算
(第2回) の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（寺脇直子君）

皆様おはようございます。

福祉教育常任委員会委員長の寺脇直子でございます。

本日はお忙しい中、福祉教育常任委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨日は雪が降りまして、非常に寒くなりました。冬の訪れを感じる季節となりました。福祉や教育の分野は、まちの未来を形づくる大切な基盤であります。

子どもたちの未来や日々の暮らしを支える福祉と教育について、よりよい方向に向けて皆様と一緒に丁寧に考えていければと思っております。

町民の皆様の生活に直結する内容でありますので、慎重かつ建設的な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会ではですね、この12月定例会議で御提案をさせていただいております案件のですね、ほとんど61号議案以外はですね、ここで御審査をいただくということになってございます。

長丁場になると思いますが、皆様のですね、御意見をしっかりとですね、賜って進めていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

令和7年豊能町議会12月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第55号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

おはようございます。

こども育成課の高田です。

それでは、第55号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件につきまして、議案書、議案概要及び参考資料に沿って御説明いたします。

着座にて失礼します。

まず、本件の説明の前にSide Book内の補足資料を御覧いただけますでしょうか。これにより乳児等通園支援事業について簡単に御説明をいたします。

○委員長（寺脇直子君）

皆さん、開けましたでしょうか。

○こども育成課長（高田浩史君）

よろしいでしょうか。

はい。一つ目、乳児等通園支援事業の概要でございます。

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は岸田政権のときに異次元の子ども・子育て支援施策の一つとして掲げられたものです。

子ども・子育て支援法の改正により全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的で新たな通園制度が創設されました。

令和6年から令和7年度の試行的実施を経て、令和8年4月から全ての自治体で実施することとなりました。

利用対象者はゼロ歳6か月以上3歳未満の子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者、すなわち保育所や認定こども園などに通っていない未就園児とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

保護者の就労等の状況と利用者の年齢区分による制度の利用イメージは資料中央の表を御覧ください。

上段と下段で就労等の要件のあり・なしで区分しています。こども誰でも通園制度の利用対象者は、下段の黄色で囲んだところに該当いたします。

2. 本町の需給計画です。こども誰でも通園制度の需給計画については、第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画に位置づけております。令和8年度以降、1日当たり6人の利用を見込んでいます。

3. 実施体制です。本町内での実施場所については、令和8年4月1日より、認定こども園豊能町立ふたば園で実施いたします。

4. 事業内容です。ふたば園におきましては、一般型乳児等通園支援事業を実施します。利用定員はふたば園とは別に設定し、専用室又は在園児と合同の保育室で実施いたします。利用定員は1日当たり6人程度としています。月当たりの利用時間の上限

は国基準と同様の10時間、利用料は1人1時間当たり300円です。

利用方法については次のとおりです。

事業の利用を希望する子どもの保護者はまず居住自治体に紙の申請書を提出し、制度利用開始の手続をします。次に、自治体は利用者の居住資格等を確認し、電算システムを利用して予約を行うためのID番号とパスワードを発行します。利用者はスマートフォンなどで利用者の登録を行うとともに、利用したい事業所を選択し、初回面談の日程調整を行います。

なお、利用する事業所は居住自治体内の施設に限らず、他市町に所在する事業所の利用も可能です。事業所は子どもの利用開始前に保護者との面談を実施し、子どもの様子や配慮すべき事項を聞き取りします。実際に子どもが利用する場合は、保護者がスマートフォンなどから、国が提供する総合支援システムを利用して利用日時の予約を行います。制度を利用した後、保護者は事業所に利用料を支払います。職員の配置基準については、保育所の保育士配置基準と同様の規定が設けられています。

国・府の負担金について、この事業を実施する事業者へ支払いされる公費負担額は、子どもの受入れ時間の総数に応じて算定されます。公費負担額の内訳としては、国が4分の3、府が8分の1、町が8分の1を負担する仕組みです。

続いて5. 事業開始に向けたスケジュールでございます。この12月議会におきまして、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例並びに豊能町立認定こども園条例改正の審議を予定しています。条例をお認めいただきました後、令和8年3月までに事業実施の細部に係る規則等を制定し、令和8年4月に事業を開始いたします。

6. 子育て支援センターすきっぷで実施する一時預かり事業の見直しでございます。こども誰でも通園制度の開始と合わせて、現在、子育て支援センターすきっぷで実施している一時預かり事業の利用料の見直しを行います。具体的には、現在の利用料が1時間当たり800円であるところ、見直し後の利用料は月10時間までを1時間当たり300円、11時間以上48時間までを1時間当たり800円とするものです。見直しを行う理由は、東地区と同様に西地区においても1時間当たり300円で子どもを預けることができる体制を確保するためです。

7. こども誰でも通園制度と一時預かり事業の比較につきましては、一時預かり事業の見直しを踏まえて、両事業の比較を表にしたものです。制度の違いや実施場所の違いはありますが、両制度とも10時間まで合計20時間までは1時間当たり300円で子どもを預けることができます。

8. 利用想定につきましては、ふたば園とすきっぷの各施設において、子どもの年齢に応じて利用できる制度を図示したものです。こども誰でも通園は、ふたば園において実施いたします。一時預かり事業は、現行どおりすきっぷとふたば園において実施いたします。補足資料の説明は以上です。

次に議案の説明に移ります。

まず、議案概要の1ページを御覧ください。制定する条例の名称は豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例です。制定の理由は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める必要が生じたため、条例を制定するものです。

次に、条例の概要について御説明いたします。事業の概要については先ほど補足資料に基づき御説明したとおりです。

また、この事業を実施するに当たり、町

は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないものとされているため、本条例を制定するものです。事業を開始する事業者は公立・私立を問わず、本条例に定める基準に従うことが求められます。

本条例は合計29の条文から成り立っています。第1条においては、条例制定の趣旨を規定し、第21条においては、乳児等通園支援事業の区分として一般型乳児等通園支援事業と、余裕活用型乳児等通園支援事業を規定しています。その他参考事項として、本条例の施行期日は令和8年4月1日としています。

続いて議案書の4ページを御覧ください。第55号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件です。提案理由は先ほど議案概要により御説明したとおりです。

続いて議案書の各条文について概要を説明いたします。

5ページを御覧ください。

第1条では、条例制定の趣旨を規定し、児童福祉法を根拠として、事業実施に係る設備及び運営の基準に関して必要な事項を定めることを規定しています。第2条では、最低基準の目的を規定するとともに、第3条では、町が最低基準を常に向上させるように努める旨を規定しています。

6ページを御覧ください。

第4条では、事業者に対して最低基準を向上させることなどを義務づけること。第5条では、乳児等通園支援事業者が事業実施に当たって、守るべき一般原則を規定しています。第6条では、非常災害への対応と備え。第7条では、安全計画の策定とその周知等について規定しています。

7ページを御覧ください。

第8条では、自動車を運行する場合の確

認事項について規定しています。

8 ページを御覧ください。

第 9 条では、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件。第 10 条では、職員の知識及び機能の向上などについて規定しています。第 11 条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について。第 12 条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則。第 13 条では、虐待の防止。第 14 条では、衛生管理等について規定しています。

9 ページを御覧ください。

第 15 条では、食事の提供を行う場合の設備の基準。第 16 条では、事業所の内部規定の作成に関する義務づけ。第 17 条では、帳簿の備え付けについて規定しています。

10 ページを御覧ください。

第 18 条では、秘密保持等。19 条では、苦情対応等。第 20 条では、暴力団員等の排除。第 21 条では、乳児等通園支援事業の区分として一般型と余裕活用型を規定しています。

11 ページを御覧ください。

第 22 条では、一般型通園支援事業の設備の基準として、保育室などに必要な面積要件のほか、設置すべき設備等について規定しています。

続いて 14 ページを御覧ください。

第 23 条では、事業の運営に係る職員の基準について規定しています。

15 ページを御覧ください。

第 24 条では、支援の内容。第 25 条では、保護者との連絡などについて。第 26 条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準について規定しています。

16 ページを御覧ください。

第 27 条では、余裕活用型乳児等通園支援事業に係る準用について。第 28 条では、

事業者の記録を電磁的記録によることができること。第 29 条では、規則に対する委任について規定しています。

附則として施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としています。

なお、ふたば園での事業実施に係る条例改正につきましては、第 56 号議案の審議において御説明いたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

西地区なんですけれども、すきっぷでやっていただけるということですが、別の事業でファミリーサポート、ファミサポというものがありますけれども、それは 1 時間当たり 800 円で変わらないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

暫時休憩しますか。

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課の岡本です。

ファミリーサポートの仕組みとしましては、登録された保護者の方が子どもさんを預けたり預かったりという形で、相互にサポートし合うという仕組みですので、こちらは費用はかからない制度になっております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今ホームページ見てるんですけどね、報酬が 1 時間当たり 800 円だからやっぱり払わなきゃいけないんじゃないですか。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

申し訳ございません。ちょっと私の認識がちよっと誤っております、おっしゃるとおり、報酬は1時間当たり平日か土日かによっても違うんですけれども、平日は800円で、土日は900円等となっております。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

それでは今回提案されていますのは、1時間300円で、10時間までだから上手に使ったらいいということなんですか。10時間超えた場合はこっちを相互に預かる人、預かってもらう人、預かる人をうまいこと見つけてってということですか。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

今回すきっぷのほうで変更するのは、このファミリーサポートの仕組みではなくて、別途すきっぷの施設内でお子さんをお預かりする一時預かりとなっております。

こちらのほうは、従来は何時間預かってる、10時間とか関係なく、800円ということにしていたんですけれども、今回誰でも通園制度に合わせまして10時間までは300円と、この利用料金だけを変更するというものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

ゼロ歳から3歳までかな。子どもの数っていうか、子どもの名前をちゃんと分かっているはずなんで、周知をホームページと

か広報と。全協で伺いましたけれど、本当に直接お知らせするということもできるんじゃないですか。子どもの数が少ないから、もっとしっかりと周知してあげたらどうかという提案です。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。今の一時預かりに関してということだと思っておりますけれども、はい、一時預かりに関しましても、誰でも通園制度も周知は十分されると思っておりますけれども、一時預かりにつきましても、この変更があったということは、ちょっと個別通知とするかどうかというところはまだ検討しておりますけれども、全ての方に周知が行き渡るように、誰でも通園制度の分と併せて、周知に努めていきたいと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか、菅野委員。

はい。ほかに質疑ございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

東地区はふたば園で扱くと、西地区はなぜ吉川保育所で扱わないっていうことになってるんですか、すきっぷがあるからとかいうことをおっしゃってるけど、吉川保育所があるにもかかわらずやらないのはなぜ。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回、国で新たに始まった制度、これをどう実施するかということにつきまして、西地区で、乳児を受入れるする施設として、吉川保育所、検討は行いましたが、現実の吉川保育所の施設の状況、それから現在の入所者数、そして保育士の配置状況を総合的に検討したところ、こども誰でも通園の

実施は難しいというふうに判断をいたしております。

一方、ふたば園では、施設の状況、利用者数を踏まえると、こども誰でも通園の実施が可能であるというふうに判断したところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

不可能っていうのがちょっとよく分からないんですけどね。何ていうかな、吉川保育所は令和の11年から民営化されるわけですよ。あそこはもう民営にはさせないというつもりでこうやってるんですかね。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

委員が先ほどおっしゃいましたように令和11年4月には吉川保育所、それからひかり幼稚園に関しては民営化するというところでございますので、現在の想定では民営化する法人には、そのこども誰でも通園を実施していただくようなことを想定しているところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

一つ、ここの提案理由を見てますと、福祉法、福祉なんですよね、これね、そもそもが保育所というのは福祉であったと。だからこども園ができたから、それを教育委員会に投げてると。その福祉と教育委員会の間で、その話し合いがもうちゃんとされると、そういうことですかね。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

当然話し合いをいたしまして、町として施策を実施するところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

先ほどいただきました資料の2ページなんですけれど、ふたば園では10時間まで、月10時間ですけれど、すきっぷでは月48時間まで、1日上限4時間なんですけれど、ふたば園で10時間以上は預かれないんですか。

その理由をお答えください。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

今の委員の御質問は、ふたば園で一時預かりが10時間以上預かれないのかという質問でよろしいでしょうか。

はい。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、そういう規定ではございませんでして、10時間までの金額は300円ですと。はい、それを超えると800円ということでございますので、10時間までしか受け入れられないということではございません。

一方、こども誰でも通園制度に関しては10時間という上限がございますので、ふたば園では、ふたば園でこども誰でも通園制度を利用する場合は10時間が上限ということになります。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

説明が不足して申し訳ございません。

ふたば園で利用できる時間ですけれども、こども誰でも通園制度に関しては10時間

まで。一時預かりに関してましては、最大48時間までが可能でございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

はい。内田です。

こども誰でも通園制度のふたば園は居住地要件なしってなってるんですけども、これは、豊能町外、例えば森町とかの方も利用できるということでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

利用する施設の選択は保護者に委ねられていることから、豊能町の住民が他市町の施設を利用することは可能でございます。

また、他市町の住民が豊能町の施設を利用することも可能です。ですので、先ほどおっしゃられた箕面森町の方が利用するというのも可能でございます。

○委員長（寺脇直子君）

内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

そうなったときに何か優先とかあるんですか。森町のほうが子どもさん、圧倒的に多いので、例えば6人程度という枠を森町の方が埋まってしまった場合、先着順なんでしょうかね。そのあと豊能町の方が利用したいわってなったときに、もういっぱいなのでできませんとかっていう、そういうシステムなんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

各施設におきましては、所在市町村住民の優先利用枠を設けることは可能ですが、

他市町の住民の利用を禁止することはできないとなっております。

また、この予約に関しては、国が提供する総合支援システムを用いて予約をするということになっておりますが、その優先枠の設け方とそのシステムの運用については、まだ詳細が示されておりませんので、今後判明してくるものと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

ありがとうございます。

10時間までということなので、1日4時間ってなってるんですけども、10時間だったら二、三日で終わってしまうって感じですよ、まず、そのあとは、一時預かりを利用したりなんですよ。

もう一つ聞きたいのが、お昼を挟んだ場合、保育所では給食が出るんですけどもその給食の扱いはどうなるんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

現在、想定しておりますのは、ふたば園でそのこども誰でも通園利用のお子さんに対して給食を調理して提供するという事は考えておりません。

ただ、乳児の場合で、やはり喫食が必要な場合あるいはお昼を挟む場合というのがございますので、その場合には保護者がその食事、お弁当等を持参していただく場合を考えまして、その時間を設けるようにしております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

ちょっとちゃんと答弁してね、先ほど小寺議員の質問で吉川保育所が駄目ですきっぷはオーケーっていうことですよ。じゃあ、その不可能という理由をもう少し明確に、こういう理由で不可能でしたっていうことを言ってください。それで、すきっぷはどういう理由で可能でしたっていうことをちょっと明確に説明していただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

吉川保育所が、この事業実施場所として適していないという判断をした経緯ですけれども、まずは施設の状況がございまして、

今の吉川保育所の定員、利用人数、非常に多いということがありまして、各部屋、教室等もかなりのもう満員状態ということがございます。加えまして、保育士の数に関しても、なかなか思うように集まっていないという状況ですので、そこに関して、さらにこども誰でも通園をそこで実施して、新たに子どもを受け入れとするというのが困難であるというふうに判断した次第です。

一方で、ふたば園に関しては、既にいちごルーム等で子育て支援施策をしておりますので、そちらのほうが適しているというふうに考えたということです。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

すきっぷに関しましては、既存の制度をそのまま料金を変更するというところだけを変更いたしますので、そこは誰でも通園制度に合わせることができるということで可能です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

答弁する際に質問されたら、具体的にやっぱ数字が要りますよ。かなりいっぱいとか、足りないとかいう場合は何人の定員で、今どれくらいで回ってますとか、保育所はそれに対して何名でまわしてますとか、だから、さらに6名ですよ。考えると、わずか6名にも思ってしまうんです。6名だったら何か何とかなるんじゃないかとも考えられるし、ですから定員が何人いるところを今何人で動いてますと、それでそれに対して保育士の人数はこれだから、これ以上は無理ですっていうような答え方をしていただかないと、これ後でもいいですけど、お聞かせください。

それとあと一つ、優先柵箕面森町の方も使えます。そして優先柵が何人か与えられるかそこは分かりませんが、ということですけど、箕面森町にこの施設はあるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

現在入っている情報では箕面森町には設置する予定はないということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そういう場合、箕面市には何も言わない。だって圧倒的に箕面森町の方が豊能町の方よりも子ども多いですよ。利用されたとしたら、箕面森町の方は箕面に行くんじゃないですか、豊能町を利用するケースのが多いんじゃないですか。

誰でも通園だから豊能町の方が、豊能町の方はどっちかっていうと、どこ使うかな、川西まで行く。いや、やっぱり豊能町使いますよね。一番近いから。箕面森町の方は箕面市に行くよりも、やはり豊能町のほう

後に向けて、その枠の拡大等について、検討することは考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員

○委員（管野英美子君）

お話を聞いて心配になってきたのは、すきっぷの場所なんですけれど、この親子で参加していらっしゃる方いますよね。午前中でも大勢いらっしゃると思うんですけれど、どちらを優先するんですか。こっちの誰でも通園制度で6名で親子でいらっしゃる、部屋がそんなに広いとは思えないんですけれど、優先っていうことにはならないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課の岡本です。

すきっぷに関しましては、従来おおむね3名程度の方の利用までとさせていただいております。これはもうスペースの問題がありますので、まず、多少御兄弟でとか、そういった預かりやすい環境であればもう少し人数は変更ありますけれども、おおむね3名までとしております。この点については、今後も従来と同様に取り扱いさせていただきます。今後とも従来と同様に取り扱いさせていただきます。

○委員長（寺脇直子君）

すみません。先ほどの永並委員の保育士とか定員の具体的な数字っていうのは、後ほどでよろしいんですかね。

後ほど、お願いします。

ほかに質疑ございませんか。

誰もなければ、ちょっとよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

すみません。誰でも制度ではなくって、これに関わる条例に関してちょっと教えて

欲しいんですけども。議案書の概要のページでいうと4ページとかに載ってるところの文言でね、ちょっと教えていただきたいんですけども。②の豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関わるっていう、ところで文章長いんですけどこれははいわゆる、すきっぷのことなのかなと思って、ちょっとその確認と、あと、その下で、地域限定保育士っていうのがあるんですけど、豊能町にその限定保育士さんっていうのはいてるんでしょうか、若しくは受け入れてるんでしょうか。

57号議案のところ言っていましたね。

○委員長（寺脇直子君）

今55号議案です。

この議案だけの。

○副委員長（内田香織君）

はい。すみません。

○委員長（寺脇直子君）

その時にまた、後ほどお願いします。

○副委員長（内田香織君）

はい。失礼しました。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

誰もなければちょっと私のほうから、今回この条例を新たに制定する必要がなぜ生じたのかっていうところで、やはり社会のライフスタイルの変化とか、そういうことが影響しているのかを伺います。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

はい。やはりおっしゃっていただいたように、子育て世帯、保護者のライフスタイルあるいは働き方が変わっている中で、そういうこともございますが、そもそも目的ですが子どもの育ちを考えて、子どもでも集団保育による成長を促すというところの

目的から、こども誰でも通園制度が開始されてるといふふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

今回、国の制度改正に伴ってということですが、町の独自基準とかそういったもの設けているんでしょうか。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

基本的には国から示されている標準的な運営方法の中で選択をしておりますので、独自のものというのは特には設けておりません。

○委員長（寺脇直子君）

先ほど議長が箕面森町とかまた市町村のニーズについて質問されてましたけども、豊能町の町内の乳児等通園支援のニーズっていうのは、今どういう状況なのか伺います。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

新しい制度でございますので、まだ利用者の方と申しますか、これから利用する方にも、あまり周知はされておられませんので、特に利用者のニーズを把握するようなことは行っておりません。

ただ、昨年度策定した子ども・子育て支援事業計画のアンケート等も加味しながら、利用者ニーズは一定想定して、この利用人数等を算定したところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

今後、町内とかこういう新しい事業始まりますので、近隣のニーズについても把握して欲しい、積極的に把握して欲しいと思います。

先ほどの永並委員の定員とか保育士のそういう具体的な数字についてはまだ後ほど、答弁をお願いいたします。

はい。ほかに質疑ございませんか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林でございます。お願いいたします。

もしこれが実施されたら令和8年4月1日より、ふたば園で実施しますということになりますけれども、今12月ということで先ほどの人数も聞いてると、これをしっかりPRした場合、もう隣の町からも要請があるんじゃないかというすごい心配をしておるんですけども、本当この枠だけで言ったら、すいません、すいませんみたいなことになって、豊能町何してんねん、みたいな打ち出しをするけれども、全然やんけみたいなね、そういうリスクというか、そういうものもあるんじゃないかというふうに思いますんで。その辺もしっかりと考えていただいて、実施に向けてのことを、また一緒に考えていきたいというふうには思いますけれども、その辺の強い気持ちというか、豊能町はこうなんだよという、しっかりありますよ、というそういうこともね、しっかりと考えていただきたいのと、また人数。子どもさんの人数とまた支える側の人数をしっかりとですね、伺っていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

その辺の強い気持ちってのありますか。

どうでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

子どもの育ちを考えた、考えたために設ける制度でございますので、子どもの育ちにつながるよう、それから保護者の利用希望にも沿えるように、体制整備には努めてまいりたいと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

一応、この指揮系統は教育長がトップにおると、こういうふう考えたらいいんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

はい。御質問ありがとうございます。

今回こども園、保育所っていうのは福祉のほうから教育委員会のほうに委任されておりますので、今回の制度につきましては福祉ですけども、教育委員会のほうで管轄、所轄させていただいております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

はい。挙手全員であります。

よって第 55 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第 56 号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

それでは第 56 号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件につきまして、議案書、新旧対照表及び議案概要に沿って御説明いたします。

着座にて失礼します。

本件は、第 55 号議案で御説明した乳児等通園支援事業について、町内事業所としてふたば園で実施するに当たり必要な事項を定めるものです。

まず、議案概要の 2 ページを御覧ください。改正する条例の名称は豊能町立認定こども園条例です。改正の理由は、乳児等通園支援事業を認定こども園豊能町立ふたば園で実施するに当たり、事業内容や利用料等の規定を新たに追加するものです。

条例の概要について説明いたします。

乳児等通園支援事業の対象となる乳児又は幼児は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に規定する保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後 6 か月から満 3 歳未満の子どもとします。

条例第 3 条では、第 3 号に認定こども園が実施する事業として、乳児等通園支援事業を追加いたします。

次に、条例第 5 条に第 5 項を追加し、乳児等通園支援事業の利用料を 1 時間当たり 300 円とします。ただし、利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとします。

次に、条例第 6 条の保育料減免規定に乳児等通園支援事業に係る利用料を含む旨の規定を追加いたします。

その他参考となる事項として、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とします。

続いて議案書の 17 ページを御覧ください。

第 56 号議案、豊能町立認定こども園条

例改正の件です。提案理由は先ほど御説明したとおりです。

続いて 18 ページを御覧ください。改正内容は先ほど議案概要で御説明したとおりです。続いて新旧対照表は参考資料として御覧ください。なお、ふたば園における当該事業の実施方法等については、事業開始に向けて、現在その細部について協議・検討を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

誰もなければ、私、よろしいですか。

今回ですね、先ほどの質疑ともつながってくるんですけども、ふたば園を実施場所とする理由と、今後その必要な改修とか整備事項が、あるのかどうか伺います。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

まず、ふたば園で実施する理由でございますが、現在ふたば園では認定こども園として、子育て支援事業を実施している部屋がございます。

乳児棟の2階ですけれども、その隣の部屋が、今回のこども誰でも通園制度の実施部屋としては適しているというふうに判断をしたところでございます。

ですので、先ほど御質問ありました施設の改修については、その部屋をそのまま活用いたしますので特には考えておりません。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

非常に人材確保っていうところ難しいと思うんですけども、乳児支援と幼児支援っていうのを同じ施設で行うことについては、

人材確保も含めて、可能なのか大丈夫なのかどうか伺います。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

現在、認定こども園ふたば園ではゼロ歳から5歳児まで乳児も幼児も受け入れておりますので、その点は保育士も、その年齢に応じた受入れにも当然精通しておりますので大丈夫です。

人材確保の面に関しましては、今いる保育士のシフト調整、あるいは新たに任用する保育士等を踏まえまして、安全に預けていただくような体制が確保できるように努めてまいります。

○委員長（寺脇直子君）

安全な環境っての大事だと思うんですけども、乳児の感染症対策とかそういうところの具体的な運用方法、今分かる範囲であれば、お答えください。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

感染症対策としまして、まず一番大事なのは、その感染源になるものを持ち込まないということです。特に利用する方には健康チェックをお願いすると、発熱のある方の利用は控えていただくとか、あるいは御家族で、例えばインフルエンザ等に感染してる場合には利用しないような、そういうルールを設定するということが必要かと思えます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長（寺脇直子君）

はい。挙手全員であります。

よって第 56 号議案は、原案のとおり可決されました。

第 57 号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

それでは第 57 号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件につきまして、議案書新旧対照表及び議案概要に沿って御説明いたします。

着座にて失礼します。

まず、議案概要の 4 ページを御覧ください。

今回、改正する条例の名称は豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等でございます。改正の理由につきましては、児童福祉法の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

続いて条例の改正概要について御説明いたします。

今回の改正の対象となる合計 3 件の条例には同様の改正が必要であるため、これら 3 条例をまとめて、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等として一括して改正を行います。

3 件の条例の名称は①豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。②豊能町特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例。③豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

これらの条例につきましては、児童福祉法の規定により、市町村は条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めるものとされています。今般の内閣府令改正に伴い、当該条例についても府令と同様の改正を行うものです。

主な改正の内容については次のとおりです。

1 点目は、虐待等の禁止に係る条文中の項番号を追加するものです。

これは条例①・②・③の全てに該当条文があります。その内容は、児童福祉法第 33 条の 10 の改正に伴い、第 2 項及び第 3 項が新たに設けられたため、条例で児童福祉法の同条を引用している部分について表記を省略していた、第 1 項を表記するものです。2 点目は、地域限定保育士の一般制度化による規定を追加するものです。

ここで 1 点、資料の訂正がございます。

議案概要には条例①・②・③の条例に該当する旨記載しておりますが、正しくは①・③のみで、②の条例は該当いたしません。おわびして訂正いたします。申し訳ございません。

また、その内容でございますが、国家戦略特別区域地域限定保育士を一般の保育士とみなすことを規定するものです。3 点目は、乳児等健康診査を健康診断の代替とする旨の規定をするものです。これは条例①のみに該当条文がございます。その内容は、児童相談所などにおける乳幼児の利用開始前の健康診断に加えて、母子保健法に規定

する乳幼児の健康診査が行われた場合、要件を満たすと認められるときは、施設の利用開始時や定期の健康診断等を行わないことができることとするものです。

その他参考となる事項として、施行期日は公布の日としています。

次に、議案書の 19 ページを御覧ください。

第 57 号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件です。提案理由は先ほど御説明したとおりです。

続いて 20 ページ以降を御覧ください。

それぞれの条例に関する改正内容は、先ほど議案概要で御説明したとおりです。新旧対照表は参考資料として御覧ください。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

先ほど提案説明の中で、議案概要の②の条例が当てはまらないということですが、これはまた後ほど、訂正したものを出すかどうかこの対応について伺います。

このままにしておくのかどうか。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

申し訳ございません。

後ほど、差し替えをさせていただきます。

○委員長（寺脇直子君）

それではこれより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

はい。すいません、先ほどの先走ったことで、ちょっと言葉が分からないことがあるので教えて欲しいんです。

まず、1 個ずつ言います。

①の豊能町家庭的保育事業等っていうのがあるんですけど、豊能町にこの家庭的保育事業というのはあるんでしょうか。

まず、それだけ聞きたいです。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この条例で定めております家庭的保育事業等に含まれる事業としましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございますが、今現在、この条例に規定する内容に該当する事業所はございません。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

はい。ありがとうございます。

②の長い施設ですね、これは私の中ではすきっぷのことかなと思ったんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

②ですので、この豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設のことの御質問かと思いますが、すきっぷのことではございません。

○委員長（寺脇直子君）

これ先ほど当てはまらないって言った部分ですか。差し替えるという。よろしいですか、今の答弁。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

はい。もう一つ下の下ら辺の地域限定保育士の一般制度化とかっていうところで、この地域限定保育士さんというのは厳密に言ったら、まだ保育士じゃない方だと私は思ってるんですけども、豊能町には、この限定保育士さんが今現在いてるんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この地域限定保育士でございますけれども、これは国家戦略特別区域地域限定保育士のことでございまして、国が実施しております国家戦略特別区域地域限定保育士試験に合格したもので、地域限定保育士として登録されてる方ということでございます。

大阪府はこの特区に認定されておりますので、試験は実施されておりますが、豊能町で、まずこの地域限定保育士を採用している実績はございません。

ただ、豊能町内にこの方がいらっしゃるかどうかまでは把握はしておりません。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

この条例に直接関係ないかもしれませんが、豊能町の保育士さんでこの地域限定保育士と幼稚園教諭の免許があれば採用するということですね。

○委員長（寺脇直子君）

時間がかかるようでしたら、暫時休憩いたしますけども。

はい。高田こども育成課長

○こども育成課長（高田浩史君）

すいません。暫時休憩いたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。それではちょっと1時間経過しましたので、ちょっとここで休憩をとりましょうか。暫時休憩なんで。そしたら再開は11時といたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○委員長（寺脇直子君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

先ほどの管野委員の御質問にお答えいたします。

現在の町の職員採用、保育士採用につきましては、その地域限定保育士は含めておりませんが、今後の採用の際には他市の例を参考にしながら、採用の裾野を広げるといふ意味からも、人事担当課と協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林でございます。

先ほど御説明の中に内閣府の改正に伴い規定の整備を行うものとするというふうにございましたけれども、それに対して①・②・③という部分があると思いますが、何かこう、内閣府のほうから言われたからこういうふうにしていきますという、ただそれだけで、今の保育士のお話でもそうだけれども、何か豊能町にそれにプラスできるような独自のものというものをこの豊能町が発信して、そしてまた保育士さんなり、また施設なりを活性化させるというか、福祉にやさしいまちにしていくというか、何

かそういう独自性なものも考えていただければというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

それは、この条例に対しての独自性なのか、また条例と関わりなく独自のことを期待しておられるのかという。

○委員（林 和利君）

はい。失礼しました。

内閣府の声明に対してお話がある。それにただ乗っかってるだけというような何か、そういうように受けとめてしまって申し訳ないんですけども、何かこう豊能町としての、これからの部分でも何かそういうところ考えていただければなというふうにも意見でございます。

○委員長（寺脇直子君）

答弁ございますか。

どうでしょうか。

はい。高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回、上げさせていただいてる条例につきましては、これは国からの通達なりで改正せざるを得ないっていうんですかね、それに準拠してやってるものがございますので、これを町独自のものに変えていくってのはちょっとできないというふうに思っております。

ただ、子育て施策全般につきましてはですね、町独自でいろんなことができると思いますので、我々引き続き、子育てしやすいまちづくりというところで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 58 号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

おはようございます。

教育総務課、池田です。

よろしくお願いたします。

それでは第 58 号議案、工事請負契約の締結につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

議案書の 23 ページをお開きください。

本件は、東地区小中一貫校施設改修工事（2期工事）請負契約の締結につきまして、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する契約であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

24 ページをお開きください。

契約の目的は、東地区小中一貫校施設改修工事（2期工事）でございます。

契約金額は 1 億 2,595 万円。契約の相手方は大阪府箕面市小野原東一丁目 3-69、箕面電設株式会社、代表取締役 庄司 修二でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

本件は一般競争入札において、1者の応札があり、開札を行いました。予定価格を上回ったことにより契約に至りませんでした。再度の入札を行ったとしても、同様に応札者がなければ、令和8年4月開校予定のとよの東学園の開校に間に合わないことから、唯一の応札者であります箕面電設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約をしたものでございます。

なお、予定価格は消費税込みで1億2,630万6,400円。落札率は99.7%でございます。工期につきましては、議会の議決の日の翌日から令和8年10月30日までとしております。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

はい、応札がなかったもので、7月24日、繰越明許費に計上されているわけですが、この中で再度確認をしますけれども、今年度中、急がなければいけないのは黒板と配膳室だったと思いますけれど、もう一度、来年の夏休みでも工事にかかれるのかということと詳細お答えいただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

まず、仮契約のほう11月11日付け仮契約させていただいておまして、前回から御説明をさせていただいてますとおり、令和7年度と8年度の2か年工事ということで今協議、計画のほうを進めさせていただ

いてるところです。

8年4月に開校するにですね、必ず必要とする工事、今委員おっしゃっていただきます、普通教室の黒板であるとか、エアコンであるとか、あるいは給食が親子方式に変わってございますので、その受入れ口の改修工事であるとか、こういったものにつきましては当然今年度内3月末までに工事を完了すると。

一方で、屋上の防水工事でありますとか、体育館のお手洗いの工事、こういったものにつきましては、本来ですと8年4月に工事が完了しているのが一番望ましいんですが、契約不調ということもございまして、この工事につきましては8年入ってから、工事をするというので今調整をしております。

工事する日時ですね、時間・期間ですが、夏休みを利用してという御提案もあったかと思うんですけども。第1には児童生徒等の学習の機会を損なわないようにということ第1において計画してございますので、その辺りは事業者と学校としっかり協議して進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

調整お疲れ様でした。

ただ、これどういう調整をされたのかなと、随意契約になって当初の金額より上げたってことはないですね。そこら辺をどういう調整をされたのかお聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回、入札をさせていただいても不調で

あったということで、いとまがないというところで随意契約をさせていただいてるところでございませう。

随意契約でございますので、仕様の一部を変更して、例えば黒板を作るのをやめて契約をするっていう、これはできませんので、同じ仕様で契約をしていただく。

不調でございましたので、当然私どもが予定してる価格を上回った札を入れていただいているということでございますので、事業者の方には、そのやり方等々を工夫をいただいてですね、こちらが想定してる金額を下回る額になるまで協議を続けたというところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

それで1個心配になるのが、品質は大丈夫かという、向こうは自分たちではやるところというふうになりますよねって言って入札されてきたんですよ。でもそれを、いやこの金額をここまで下げてくださいということで、下げましたということはどこかに無理がかかっているような形になっているかなと。そしたらそこで無理をすることで、従来の工事の品質であつたり何かちょっと損なわれるとか、そういう品質の担保などは教育委員会としてどういうふうに担保していくのかお聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

まず、事業者の方にですね、御努力をいただいたということで、今委員おっしゃっていただいているように、例えば品質を落として価格を抑えたのではないかというようなお話だと思うんですけども。

当然こういう工事なり、業務内容ですね、

入札に付すときには当然仕様というものをお示した上で、そのとおりにしてください。これができてるかできていないかというものにつきましては完了後に検査をいたしますので、こちらといたしましては当然ルールどおりにしていただけるというふうに把握してるのが一つと、あとは仮契約後ですね、やり方についてはかなり工夫をさせていただかないといけないということで、もう再三にわたり事業者にですね、学校現場のほう、当然学校管理職立ち会いのもとですね、調整をさせていただいて、ようやく本契約にたどり着いたということになってございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかによろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

今回、最初に入札して不調に終わって募集範囲を広げたのかな。それでもだめで超えてってということなんですけど。もう最近だともう行政の入札っていう競争入札の競争原理って全く働いてないような状態になってますよね。今後またいろいろ工事なりがあるんですけども、これは教育委員会だけに限らず、どういうふうな募集をしていくのか、もう最初からとりあえず告知の範囲っていうか情報提供の範囲を広げておかないとだめなのかなという感じはするんですけど、そこら辺はまず町としてどういうふうに取り組んでいくんですか。そこはちょっと聞いておかないと、いろんなところで入札が1者だけでしたとか、そういうのばかりなんですよ。もう競争という原理が全く働いてないんでそこは何かあればお聞かせいただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

永並委員から御指摘いただいております、なかなか最近、入札やっても業者が集まらないというんですかね、応札がないというのは確かに、そうございまして我々はそのんどこ非常に苦慮しているところでございます。いろんな工事やらせていただいて工期っていうエンドがある中で、業者が決まらないということになりますと、どうしてもその町の行政運営に滞りが生じるということになってまいりますので、ただこれまでも何回も我々その請負審査会という中でいろんな業者どういうふうに選定していくのかっていうところは議論してるところでございまして、かねがねそういう業者数、どれだけ手挙げてくれるのかなというところを一番留意しているところでございます。豊能地区であったり三島地区であったり、大阪市内であったりというのをどんどん広げていってるところを広げていきながらやらしていただいているんですが、ただその周知方法というところがどうなのかというところ、業者が実際にその我々がこんな工事するっていうのを見ていただけてないっていうんですかね、そういったところもあるのかなというふうに思いますし、年度途中でなかなか工事しますと、今、年度初めにいろんな企業というのは、計画立てながら工事やってるもんですから途中から工事をお願いするとなると、なかなか年間のスケジュールになってこないというところも、あるということもお聞きしておりますので、我々はその工事発注するときに、可能な限り年度初めに、企業の都合に合わせるっていうわけじゃないんですけども、計画に乗れるような形でやらしていただくというのが一つ。それとちょっとそこところ、これから我々も勉強しないといけません、他

団体でどういうふうな工夫をしているのかというところはちょっと我々も見ながらですね、検討のほうはさしていただきたいというふうに思います。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

少し前までであれば行政の公共事業なんかはね。もういろんな企業が見て率先して取りにきてたかと思うんですけど、今、副町長おっしゃられるように、自分たちの会社のスケジュールに合わなかったらそっち見ることもないっていうような形でどちらかというところ企業の方に人材不足ですから、企業の方にある程度寄っていかないといけません。そうすると企業の状況というのを把握した上でってなると、かなりこちらとしても計画なり工事なんか事前に準備をして予定を組んでいかないと。にもかかわらず、多分今回この調整で課長あたりはすごい時間とってると思うんですよ。本来だったら7月に1発で決まっていけないのがずっと延びて延びてで、それにける時間ってまたかかっているはずなんです。人材が足りない町であるにもかかわらず、その人材が、そういう余分じゃないけど、そういう仕事に取られる、なら悪循環になってるかなと思うんで、本当に前もっての準備、企業側の計画に乗ったような工事のスケジュールの組み方とか、そういったものを本当にしっかりと立てた上で予算組みをしていかないといけないかなと思いますんで、そこは本当によろしく願いいたします。後はもう本当に入札のことに関しては、ちょっと広く幅広くですよ、それ大都市は多分そんなに心配ないと思うんですけど、そういうところ、この問題摂津市かなんかでも学校の入札が不調だったっていうことも聞いてますんで、やはりそこら辺

も含めると、もっと広域で何か情報発信なり、いろんできかないものかなとそういった取組を考えていただく必要があるかなと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

それではほかに質疑ございませんか。

ないようでしたらちょっと私のほう1点、これ1期工事の単価と今回2期工事の単価って大きな乖離とかそういうものはないんでしょうか。

はい。田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

1期工事が終わってから数年経っておりますので、物価上昇で単価のほうは上がっているのは確実なんですけども、何%ぐらい上がっているかっていうのは、すいません。ちょっと数字を把握しておりませんので、今お答えすることはできません。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第58号議案は、原案のとおり可決されました。

第59号議案、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。おはようございます

はい。生活福祉部の浅海でございます。

そうしましたら、私のほうからは、議案書まずですね、議案書25ページをお開きください。

第59号議案、指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

豊能町立たんぼぼの家の指定管理者を地方自治法第244条の2第3項の規定により指定したいので、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。着座して御説明をさせていただきたいと思っております。今回、提案いたします指定管理者は大阪府豊能郡豊能町吉川187番地の1、社会福祉法人豊悠福社会、理事長 園田裕紹でございます。

当指定に関しては、現指定管理契約が令和8年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を定めるため、公募を行いましたところ、2者の応募があったため、どちらの法人が指定管理者として適正であるかにつきまして、審査を行った結果、当該法人が第1候補者として選定されましたので、議案を上程させていただくものです。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

本件に関する経緯を御説明申し上げます。

S i d e B o o k s内でお配りをしました資料1をまず御覧ください。

本年7月23日、生活福祉部長を部会長とした、7名の部会委員で構成する検討部会を、8月7日には学識経験者を交えた副町長を委員長とする、7名の委員で構成する選定委員会を開催し、指定方法、指定期間、募集要項、業務仕様書、選定基準表等について審議・決定いたしました。

選定委員会並びに検討部会の名簿は、資料2を御参照ください。

その後、8月8日から募集要項の配布を開始し、申請受付期限を9月26日として、募集を行いました。募集に当たりましては、前回の応募が1者のみであったことから、より多くの事業所が参入できるよう広報とよのや、ホームページへの掲載に加えまして、生活介護と就労支援B型の運営実績があることという申請要件を満たしている豊能地区の事業所、豊能町、能勢町、池田市、箕面市、豊中市の事業所及び前指定管理者である産経新聞厚生文化事業団を含めた計16者に対して豊能町立たんぼぼの家指定管理者募集について、という案内文書を送付いたしました。

その結果、町内の2者と町外の1者から資料請求があり、このうち町内の社会福祉法人豊悠福祉会とB法人の2者より応募がありました。提出された申請書類について10月9日に第2回目の検討部会を開催し、収支計画書及び管理体制計画書について、一次審査を行った後、10月21日には第2回目の選定委員会を開催し、事業計画書、事業実績調書及びプレゼンテーションについて審査を行い、最終的に選定委員、検討部会の委員それぞれ各7名の合計点数により、社会福祉法人豊悠福祉会を第1候補者として決定いたしました。

採点結果の詳細は資料3-1、3-2のとおりでございます。

なお、この資料3-1、3-2の選定基準の選定基準表のうち、一部文言に誤りがございました。

表中ですね、中ほどにあります、II収支計画書、1収支計画の欄で、令和3年度以降5年間という表記がありますが、正しくは令和8年度以降5年間の誤りでございますので、大変恐れ入りますが修正をお願いします。

いたします。

申し訳ございません。

評価方法及び採点方法につきましては、こちらのこの資料3-1、2の選定基準表に基づきまして、各委員が「優れている」、「やや優れている」、「問題ない」、「やや劣っている」、「劣っている」の5段階で評価をし、その評価に対応する点数を合計する方法で行いました。得点率で申し上げますと、「優れている」が100%、「やや優れている」が80%。「問題ない」が60%、「やや劣っている」が40%、「劣っている」が20%になります。

それでは採点結果について御説明申し上げます。社会福祉法人豊悠福祉会の採点結果、こちらのほうは資料3-1になりますが、採点結果は、合計点数2,100点満点中1,519点。得点率は72.3%。

続きまして資料3-2の申請者Bの採点結果は、合計点数2,100点満点中1,418点、得点率は67.5%でございました。

審査基準、5項目のうち、II収支計画書の項目を除く4項目で、社会福祉法人豊悠福祉会が、申請者Bを上回る採点結果となりました。このうち、最も得点が高かった項目はIV事業実績で、合計点数310点、得点率は88.6%でございました。これは当該法人が豊能町内で別に運営されている多機能型障害福祉サービス事業所ひまわりが、たんぼぼの家と同一のサービス内容である生活介護サービスと就労継続支援事業B型を、利用者のそれぞれの特性に応じて安定的に事業を実施されていることから、委員全員の評価が優れている又はやや優れているという高い評価となった結果となります。

また、Vプレゼンテーションの項目につきましても、当該法人より説明を受けた後、質疑応答等を行いました。現指定管理者としての実績や、社会的貢献度及び重層的

な支援体制の構築に向けたビジョン等が評価され、合計点数 106 点、得点率は 75.7% でした。

最終的に選定委員検討部会の委員それぞれ各 7 名の合計点数により、社会福祉法人豊悠福祉会を第 1 候補者として決定し、指定管理者として今回の議案に上程したところです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

就労支援 B 型を実施されるっていうことなんですけれど、現在 B 型で経験を積み、自信をつけて A 型事業所へステップアップする、そういうふうな教育っていうか。そういうふうな事業にはなっているんですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海でございます。

この B 型からですね、個別の契約雇用関係になります A 型に移行される方がですね、実際にちょっと今現在いらっしゃるかどうかわかりませんが、できるだけそのような形で促していけるようなサービスの展開をですね、希望しております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

ここに通っている方で、ちょっと気に入らないというか、合わなかったからって出ていきはった人、私は知っているんですけどもね。そういう受け皿っていうの

をちゃんと紹介されているんですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海です。

ちょっと利用をされなくなって、よそへといった場合にこういった事業所、よそにはありますよという紹介をちょっとしているかどうかちょっと私も今把握はしていませんが、何かもちろんこちらの福祉相談支援室等ですね、お問い合わせがありましたら、他の事業所も御紹介はさせていただくところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

次のシートもそうなんですけども、この施設の老朽化っていうのは監査委員さんに指摘されていると思うんですけど、それでもここが受けるって言うのはたのほどもありがたいことだと思いますが、今後、こういうことを誰が分担してやるのか、たんぼぼの家さんじゃないわ、豊悠福祉会さんがやるのか、豊能町でやるのかという、そういう協議がされていますか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海でございます。

そうですね。基本的にはですね、協定をした中でリスク分担を決めております。

その中で基本的な建物自体の構造でありますとか、躯体それ自体に関する大規模な修繕とかですね。そういったものについては、両方で協議をするという取り決めになっております。その協議の中で、その内容の状況によって協議をして、その負担を考えていくと、こういった規定になっております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

総括質疑で、町内が 11 名、町外が 7 名ということ。別にそれが悪いというわけじゃなくて豊能町の人も、例えばくりのみ園でお世話されているとかそういうことでもありますから、広域行政っていうかそういうのをどのようにお考えですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

そうですね。広域的な利用ということもあるかなとは思いますが、利用者の方々の個人個人ですね、特性とかですね、それから家族さんの御意見、それからその施設に利用される方がといいますかね、ちょっと合うか合わないかというところも非常に大きな要素かなあと思っておりまので、必ずしも当然利用者、それから御家族さんの生活される上で、利便性の高いところも考慮をされることかなと思っておりまので、皆さん、それぞれの方が一番マッチするような施設のほうで御利用いただけるということが一番いいのかなというふうには考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたら。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

障害者福祉計画の中で、B型の事業所の実績値っていうんですか、工賃の実績値っていうのはすごく低くて、今大分上がってるみたいですね、国のほうで、こういうふうにはちゃんとこんな少ない額でと思いきけれど、そういうことをしっかりと運営されているのか。働く喜びにもつながると思

うので、そのところをお聞かせいただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海でございます。

そうですね。利用される方の実際の作業のですね、工賃というのは、今委員おっしゃるように、やっぱりやりがいにもつながってくるかなと思っておりますし、それから昨今のこの賃金の上昇とかですね、物価上昇ということもありますので、そういったことは必要かなと思っております。

それから申請されてきた提案の事業者さんのほうも、今後そういった工賃の上昇についても考慮していきたいということも述べておられましたので、そこはそういう形に、そういう流れになっていくのかなというふうには考えております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林でございます。

管野議員が言われたような工賃っていう部分で、利用者さんが作ることに对这个の喜びという部分も今おっしゃってましたけれども、またそういった2者の表を見ても工賃向上のための取組っていう部分で49点と47点というふうにありましたけれども、現状今たんぼぼの家を御利用されている利用者さんで本当にどういうものを作成されて、どんだけの収入があるというのか、もう何か外に訴えられるような、そういう部分っていうのはあるんでしょうか。利用者さんが作成したものとか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

今現在ですね、たんぼぼの家で御利用いただいている方がですね、どういったものを作られてるかというところですが、ちょっと私も今すぐにちょっと即答できないところがあるんですが、例えば町の花なんかをですね。これやな、はい。町の花なんかをですね、公共施設に置いてもらったりですね。それからあと作業としましては、そうですね。アルミ缶のこれは作ってるというわけではないでしょうけれども、アルミ缶のプレス作業を通じてですね、それも一定の収入といったところにも反映されているのかなと思っております。それからですね、あとはですね、タオルセットを何かの作業についても、受注をしているということと、そうですね。あとキッチンカーですね、イベントのときにキッチンカーもそこに出席させて販売をしてるといったことも、今実際になさってるのかなあと考えております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

林委員。

○委員（林 和利君）

はい。ありがとうございます。

キッチンカーが出たときに、そのの作られたものを販売してるというようなことだというふうに思いますし、利用者さんが本当に楽しんで通われて、そういう作業をできるような、指定管理者様のほうにもですね、もうここにあるように工賃向上のための取組ということで、利用者さんはもう他のところ、御飯が好きとか、そういう作業が好きとか、という部分がやっぱりメインになってくると思いますんでね。そういった利用者さんのためにも、なかなか質を上げていくっていうものは難しいかもしれませんが、楽しみが増えるような、そう

いうものですね、そういう管理者さんのほうに要望していただき、また生活介護でされてる利用者さんなんかにもしっかりとケアを管理者さんのほうにもお願いしたいというふうに経験豊かなところだとは存じておりますけれども、その辺も町のほうからしっかりと訴えて利用者さんがよりよい生活を送れるような、そういうものを求めてきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたらちょっと。

今回のこの採点結果ですね、これは公表する考えはあるのかどうか伺います。

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

この採点の結果はですね、ちょっと指定管理の担当課ともあれなんですけど、今のところ、採点の結果自体は公表はしてなかったかなと思っておりますが、あとただこれ決まったら、議決をいただいたということにつきましては、ホームページでもお知らせをさせていただく予定になっております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

どういう基準で採点みんなされるのかなと思って。経営の安定性ですごい差が出てるんですね。豊悠福祉会さんは59で、もう一方の方は35。これ何を基準にそう見てるのかなというのは、どういう専門家目線で何を、いや皆さんが会計士とかみんな均等に見てこう出したのか。ていうところが全く見えない。どういう数値の根拠があってこれを判断されたのかっていうのも一方で収支に関しては、逆にBのほうがいい

んですよ。

この説明をまずお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海でございます。

そうですね。まず経営の安定性、継続性といったところにつきましては、運営体制ですね、やはり今現在ですね、豊悠福祉会さんが指定管理者として運営をされてますので、その実績も含めて信頼があったというのは、やはり否めないかなと思っております。それとですね、先ほどおっしゃられてました収支計画、最初の説明のところでも申し上げましたが、逆に収支計画のところだけは、申請者Bの候補者のほうが得票はあったというところであります。

ただ、これはですね、実際にですね、ちょっとお待ちくださいね。

収支計画のほうがですね、申請者Bのほうが高かった理由ですけれども、議論の中でですね、指定管理料の縮減が、申請者Bのほうは縮減が図られていたんです。ただし、それがですね、計画書に反映記載されてる。その人件費の総額でありますとか、サービスの水準をしっかりと維持した上で、人員配置と実際の運用ができるのかといったところで、委員の中でのちょっと疑問が非常にあったと。実際には予算としては、非常に削減された予算でできてたんですが、人の配置をされてる中で、この配置でそのようなことができるのかと言った疑問がありました。

それに対して、豊悠福祉会のほうはですね、大規模修繕の計画をですね、収支計画の中に入れられていたせいでは、収支としてはマイナスになっているような年がありまして、それをちょっと法人としてどう考えるかといったこともお話が、議論が

ありましてその結果、ちょっと収支計画で逆に申請者Bのほうが高かった、高くなったということではありました。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

当然ながらBのほうの実績っていうのは、他でされてるっていうことの、そこら辺は把握はされてるんですよ。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海です。

現在ですね、町内でも事業所、3事業所、申請者Bのほう、法人さんはですね、町内でも事業を展開をされております。

その実績はもちろんあるんですけども、その中で現在の指定管理者がやってる実績とですね、比較し、総合的に審査したものが、この審査結果の採点表ということになっていると考えております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

行政として大事な透明性の部分とかが、これまたBが勝ってるんですけど、こういったところを、ここの内容を見ると第三者機関を設置してっていうところも書いてあるんですけど、その足りない部分とか、そういうのはどういうふうに改善を求めているのか。このままの流れでいっていいですよなのか、100には全然足りてないですよ。そしたらそれを100に目指すように、年度ごとにこういう取組をなさっていう指導ができるのか、できないのか、もうこのままでずっといくのかそこをお聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海でございます。

そうですね。5年間の協定ができましたらですね、毎年それ単年度の協定も契約をするということになってございます。その中で、実際に事業を運営した後にですね、報告書、それから決算書等々ですね、報告をしてもらうことになっております。こちらについては必要なものについて、町のほうから、このようなものを出していただきとか、そういったことももちろんできることになっておりますので、今委員がおっしゃったようなことも反映させていけるようにしたいなと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

まず今年度、この豊悠福祉会さんを選んで、まず何を求めますか、満場一致の100じゃないわけですよ。足りない部分というのは、まずこういうことをしてくださいという指導はできますよね。そういったところで、どこら辺をまずはしてもらおうと考えておりますか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉福祉部、浅海です。

今ちょっと具体的にどの部分ということはちょっとまだ私も今すぐにはちょっと思いつかないところではございますが、今年度はこれで5年が満了しますので、その中で5年間を総括した中でこういったことをよりステップアップして行ってほしいといったことは、お話をしたりですね。それから必要なものを求めたりしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

当然、選定委員会の方で出た課題なんか全部把握されてますよね。

それを全部いきなりぶつけてここら辺が足りませんわ、なくても初年度ですから、一番ね、やる気に満ちているところですから、ここら辺が足りなかったんでこういうところをまず改善してください。ていうところは、もう随時言っていく必要があると思いますよ。それ1年待ってじゃなくて、まず今回選ばれましたけど、皆さんが全員賛成で満場一致で100点満点でっていうわけじゃないんだったら、ここら辺は改善してください、ここもしてくださいっていうことは言える関係性じゃないと、正しく透明性の部分を含めても、何かあったときに、町の監視が届かないとかそういうことにつながりかねないんで、そこら辺は是非とも言っていただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

そうですね。今委員おっしゃられたことをですね、議会の御意見としても、こういったものが今回の指定管理の議案については、御意見をいただいてたということを踏まえてですね、しっかりと指定管理者のほうとより、今回のこの採点の中で、比較的ちょっと評価が低かったところについては、より改善してもらおうようにこれから働きかけていきたいと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

はい。是非よろしくお願いします。

それで、今回、前回1者だったというこ

とで今回、募集の幅、範囲を広げられたということは評価するところではあるんですが、産経新聞って言ったなら所在地どこですかね、まずちょっとお聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

産経新聞の事業団ですね。

本部は大阪市内というふうに把握してございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

だと思えます。いやだったら、大阪市のほうも広げるべきかなと。その前に広げた結果、とりあえず3者、1者は違ったとしても2者来られて、2者でよかったという感想ですか。やっぱり少ないなあっていう感想ですか、どちらでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

まず1点、産経新聞厚生文化事業団のお話です。これは従前、豊悠福祉会さんに指定管理をさせていただき前に、産経新聞さんにやっていた実績でございます。本部は確かに大阪市内であるんですが、福祉事業を中心に展開してますのは、池田市、能勢町、豊能町も以前ありましたということで、産経新聞さんも入れさせていただいたということでございます。

二つ目の点でございますが、今回、近隣のところにも声かけをさせていただいたんですけれども。結果的に二つであったということで、感触的には当然たくさんあるところから一つを選ばさせていただくほうがいかなというふうに思っています。引き続き、次回に向けまして何ができるかという

ことはあるんですけれども、基本は今のベースを踏襲しながら、範囲を広げていくのかどうかについても検討したいなと思ってございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

是非広げてください。広げないとね、やっぱり2者からの1者よりも、やはりもう3者、4者あるほうがこういうこともできるんだっていう新たな気付きにもつながると思うんで、是非そこは5年後になる話かと思えますけれども、拡大して発信のほうをしていかないと、なかなかちっちゃい自治体っていうのはね。先ほどもそうですけれども、なかなか見てもらえないとか、ていうところがあるんで、是非ともそういう情報発信なんかは広げていってください。

○委員長（寺脇直子君）

答弁はよろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

そしたら私のほうから2点ほどちょっと質問します。

先ほどキッチンカーの出店とかいう話もありましたけども、このたんぼぼの家が果たすべき機能ですね、これ生活介護とかキッチンカーとか地域交流とかあると思うんですけれども。重要視してる点って、どこなんでしょう。重視してる項目というか。

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

町が重要視してるということでしょうか。町が重要視しているというのは、まずはやっぱり障害を身体であったり、知的障害であったりですね、そういう方々の雇用といいますか働きがいであったりですね。雇用形態はとってるわけではないんですが、居

場所づくりであったり、それが生活の張り合いになってですね、地域で生活していきるといったことをできるだけフォローしていくといったものが、この授産施設としてのたんぼぼの家の目的かなあと考えております。

あと、事業所さんがそれぞれですね、一番メインといいますか、目的にされているものは地域交流であったり、先ほど言いました利用者の方々の生活の生きがいであったりですね、そういったものが、本来この事業の目的かなあというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

これは豊能町の全体の福祉計画との関連ってというのは、どういう整合性について伺います。

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

豊能町の福祉に関連する計画としましては一番最上位にあるのが地域福祉計画というものがございます。

その中にですね、その下に障害お持ちの方の障害者福祉計画なんかもその下に入っておりますが、やはり共通して考えられるのは、地域で安心して生活ができるといったことかなというふうに思っております。その中で労働したりですね、人と交流したりといった中で、地域福祉、障害福祉も向上していけるというふうなことかなというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

なぜこのメンバー選定委員会で、なぜこのメンバーを選ばれたのかお聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。おはようございます。

総務課、田中です。

この選定委員会の組織の構成につきましては、委員会の規則というものがございまして、そこで定めておりまして、このメンバーとしておるところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

これは指定管理を求めるところが、福祉関係であろうが教育関係であろうが何でも関係なくこの委員となるということですか。やはり目的が違くと、当然変わってくるかなと思うんですけど、そこら辺の区別はないということですか。

○委員長（寺脇直子君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

現状はですね、施設ごとに決めておるといわけでございまして、全体としてこの委員会の規則の中で運用しておるといところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

というのが先ほどの評価を見ると、いろいろ収益・経営のこととか、事業のこととかいろいろ多岐にわたってますよね。でも、それに学識経験者、この人は全てを把握した人ということで理解してよろしいですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海です。

この学識委員のですね、秦 康宏先生で

すけれども、こちらの秦先生はですね、大阪大谷大学の人間社会学部の心理福祉学科の教授でいらっしゃいます。

御専門はですね、社会福祉学、高齢者福祉、それからソーシャルワークにも造詣が深く、社会福祉士、それから介護支援専門員、介護福祉士の資格もお持ちでいらっしゃいます。こういった御専門でいらっしゃいますので、当然利用者の方の利益権利とかですね、そういったことにも精通なさってるといふふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そこは目的別で変えていくんですよ、学識経験者の方は。そしたら他の委員さんもそういう形で選ぶべきじゃないんですか。そこの他の委員さんは普通に各部長が並ぶってことで学識経験者だけがその専門性の方を呼んでくるということになりますけど、もしそういう今の理事がおっしゃられるような感じでいけば、他の委員さんもそういった何か、経営に関してはこういう専門の人を入れようか、福祉に関して専門の人を入れようか。やはり指定管理を求める目的に応じた委員の選定っていうものが必要かと思えますけど、それはいかがですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。田中です。

現状ではですね、学識経験者以外の委員につきましては部長級、それから副町長というところで運営をしておるんですけども、全員協議会するときにもですね、住民代表を入れないのかというような御意見もございまして、そういったところも今後検討はし

ていかないといけないなというふうに思っているんですけども、専門性とか客観性、それから公平性の確保ですね、そういったところをちょっと考慮しながら、ちょっとこの検討させていただきたいなと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

ですがって言われると言わないといけなくなってきた。指定管理者をする目的は何でしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

指定管理者制度におきましては、本来競争原理を導入することです、サービスの向上であったりですとか、経費の削減というところを図るところを目的として行っている制度でございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そういう点から考えると、やはり当然公平性は重要かもしれませんが、サービスの向上とか、どちらかという民間企業のほうが得意としている分野のことが並ぶかと思うんですけど、そうすると行政の部長の方が並ぶよりも、そこに民間企業出身者であるとか、利用者の代表であるとか。でも、今回のたんぼぼの家なんかに関していうとやはり公益性が高い事業かなと思うんで、そういう布陣でもいいかもしれませんが、目的に応じて、やはり収益性を高める。次のシートなんかはどちらかというところですよ。いろんなところにスポーツ施設がある中で、あえて町でやろうとしているわけですから。収益性の部分を求め

ていかないといけない。でも、たんぼぼの家なんかは、どちらかというと福祉的なもの要素が強いついていうところで、やはり指定管理を求める目的に応じた選定が必要かと思えますけど、そこら辺のお考えは副町長いかがですか。

○委員長（寺脇直子君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

すいません。全員協議会からずっと指定管理者制度の委員会のあり方についてはいろいろ御意見ちょうだいしてるところでございまして。先ほど、田中課長のほうが申し上げましたとおり指定管理者制度っていうのはやはりその民間のノウハウを生かして、住民サービスの向上あるいは経費の節減、こういうことを図ることを目的として導入されているものでございまして、そここのところ我々がどう評価するのかというところからございまして、今まではですね、先ほど申し上げましたように指定管理者制度に関する基本指針というの我々設けさせていただいておりまして、その中で選定委員会なり検討部会はこういう方で構成していくというところで決めさせていただいておりまして、それに従って運用してきたというところからでございます。

ただ、全員協議会のときでもそうですが住民の意見、利用者の意見どうやって聞くのかと。今おっしゃっていただいているような収支のところですか、経営のところというのは確かに我々不勉強なところがございまして。それを検討委員会の中の委員としてそこを評価していただくのか、それかまた別のところで、そういう専門家の意見あるいは利用者の御意見というのを伺いたした上で、それをこの評価のところに反映しながら、検討委員会の中で、それぞれの応募いただいている業者の評価をしていく

とか、いろんなやり方があると思いますので、そこんところは今御指摘いただいたような点も踏まえましてですね、これから委員会のあり方については、工夫して検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

是非ともお願いします。これ僕も何回か言ってるんですよ。それが何がちょっと不信感かっていうと、全く引き継がれてないんですよ。その時も考える、と言われましたんで、そこは本当に引き継ぎって本当に当たり前のことなんで、そこら辺は丁寧にやっていただきたい。できたら、最初は僕は利用者だけでいいと思ってたんですけど、それで利用者が入れば次にいろんな専門性のところって言って、徐々に広げていったらいいかなと思ってたんですけど、そこが利用者がまず入ってこないんで、それだったらもう最初からひっくるめて、やはり目的に応じた選定委員の選定というものを是非考えていってください。

よろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

答弁はよろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第 59 号議案は、原案のとおり可

決されました。

ここで 12 時回りましたので休憩に入ります。

再開は 12 時 50 分といたします。

(午後 0 時 02 分 休憩)

(午後 0 時 50 分 再開)

○委員長 (寺脇直子君)

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長 (高田浩史君)

はい。こども育成課の高田です。

午前中に永並委員から御質問いただきました、こども誰でも通園制度につきまして、吉川保育所で実施しない場所としたことについての御説明を申し上げます。

来年度、吉川保育所の状況につきましては、定員を 90 名としているところ入所の希望者は 118 名でございます。

また、担任、副担任、支援員など、日中の保育に必要な保育士の数は 27 人であると想定しております。その他、早朝・延長の保育士なども必要な状況です。今年度、吉川保育所におきましては、正職員、会計年度任用職員で必要な人員を確保することができず、派遣職員合計 7 名を配置している状況です。来年度、正職員に加えて応募者がいないために新たに会計年度任用職員の任用ができない場合、保育所のもともとの業務に加えて、こども誰でも通園制度の保育士を配置する必要があるため、新たに派遣職員を増員する可能性も生じてくるという状況でございます。こういった状況も踏まえまして、吉川保育所で実施するのは困難であるというふうに判断をしております。

○委員長 (寺脇直子君)

永並委員、よろしいですか。

はい。それでは第 60 号議案、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長 (中谷 匠君)

はい。生涯学習課の中谷です。

議案書 26 ページをお開きください。

それでは第 60 号議案、指定管理者の指定について提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、豊能町立スポーツセンターシートスの現行の指定管理期間が今年度末で終了することから、来年度以降も、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による管理を行わせるものを指定したいので、同条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

着座にて説明させていただきます。

今回提案いたします指定管理者は T A C ・日本管財共同企業体であります。代表団体は東京都中野区中野二丁目 14 番 16 号、株式会社東京アスレチッククラブ、代表取締役 正村 宏人氏であります。構成団体は、兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号、日本管財株式会社、代表取締役 福田 慎太郎氏であります。

また、指定管理期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

提案理由としましては、豊能町立スポーツセンターシートスの指定管理者を指定するものであります。

それでは、具体的な内容につきまして御説明させていただきます。スポーツセンターシートスにつきましては、平成 11 年度から指定管理者により指定施設の運営をしておりますが、現在の指定管理期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、新たに指定管理者を定めるものでございます。指定に係る経過を御報告いたします。

S i d e B o o k s 内にお配りしております資料 2 を御覧ください。

本年の5月に指定管理者の検討部会を立ち上げ、検討部会と選定委員会を開催し、選定を進めてまいりました。委員構成につきましては、別紙1のとおりですので、また御覧いただけたらと思います。

9月9日にシートの、現地施設案内と説明会を開催いたしましたところ、スポーツ施設の運営会社が2者、施設の管理会社が2者、合計4者の参加がございました。その後、10月3日から10月16日の期間をもちまして応募書類の提出期間とさせていただいたところですが、最終的に応募書類の提出のあったのが1者のみでございます。すいません。1団体のみでございます。10月に検討部会において、一次審査として書類審査を行いました。資料3を御覧ください。TAC・日本管財共同企業体の得点が71点となっております。

その後、11月の二次審査では、プレゼンテーションを実施の上、選考を行い、こちらのほうの得点が69.86点ということになりました。応募団体は1団体のみですが、選定委員会において審査の結果、TAC・日本管財共同企業体が適正であると認められましたので、次期指定管理の候補として決定したものでございます。

また、TAC・日本管財の提案内容につきましては、資料4を御覧ください。

内容の主なものですが、子ども対象事業につきましては、子ども・子育て世代にベビー親子教室や、定期的なイベントの開催、成人対象事業につきましては、参加しやすいように朝・昼・夜の時間帯別に事業を実施。高齢者対象事業につきましては、健康づくりを熟知した指導員がプログラムを作成。福祉健康増進事業につきましては、フレイルの予防を踏まえた健康体操教室や水中トレーニングを実施。イベントの実施につきましては、四季折々のイベントとしま

して、こどもの日、母の日、父の日、海の日、バレンタインデー、ホワイトデーなどの開催。学校・地域団体との連携につきましては、シートスマつりの開催。町民のアドバンテージの確保につきましては、引き続き町民の定期的な施設の無料開放を実施していきますという提案を受けております。

また、新たな機器の導入としまして、移動式冷風機の導入ということで、アリーナに4台設置いただけるという提案となっております。あとキャッシュレス対応券売機の新設ということで、クレジットカード等の決済等の対応ができるようになるという提案をいただいております。

指定管理料につきましては、次期指定期間より、学校水泳指導業務委託を行うために、指定管理料と学校水泳業務委託料を合わせて、年に6,500万円を基準とし審査する。上限額は非公表とし、上限額を超える場合は失格とするという仕様にしており、今回、指定管理料と水泳業務委託につきましては、1年平均で指定管理料が6,073万円。学校水泳指導業務委託料が1年平均で497万円。合計1年平均が6,570万円という提案となっております。

あと、子ども教室の制度変更におきましては、新料金形態により収益を確保するという観点から現行は教室受講料プラス1回当たりの利用料360円。フリーコースはこの360円は無料でしたが、教室受講料につきましては、ジュニア水泳教室・ジュニア体操教室が3,050円。フリーコースは4,980円ということで、3,050円プラス利用1回当たり360円をプラスして現行は支払っております。変更後につきましては、教室受講料のみでジュニア水泳教室、月4回5,800円。ベビー乳幼児は月4回4,000円、ジュニア体操教室は月4回で3,400円。フリーコースは廃止するという提案になっ

ております。提案を上回る収入増の場合は、備品の購入更新、施設の修繕、還元イベント等により還元をいただくという提案になっております。以上が今回提案された内容の主なものです。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

前は令和4年4月1日からTACさんが見ていただいているんですけど、前は4年間ですけど、今回5年になった理由は何かあるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

時間がかかるようなら。

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課の中谷です。

今回5年としましたのは前回ですね、4年としておりましたのが、令和8年の学校等の再編に合わすということで4年にしておりましたが、今回は、指定管理の委員検討部会等でも議論があったんですが、指定管理の期間をもっと延ばしてはどうかとか、あと、業者によって年数を7年とか3年とかという提案をしていただいたらどうか、というところで議論があったんですけど。そうしますと、審査するのに、なかなか審査基準が難しいということと、あと、やはりリース等がおおむね5年ということで、機器等のリースが5年ということで契約されますので、そういうようなことも含めまして今回5年がいいのではないかということで5年とさせていただいたところです。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

先に戻ります。1者しか来なかったっていいんですけども、どれぐらい広報されたんですか。以前、東京ドームさんとか来てくださっていましたが、そういうところまで周知をされたのか、お伺いします。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

今回、前回とあとは別の方法で周知を図った件につきましては、公募日の20日前から事前告知をホームページで行っております。

また、大阪府のOSAKA指定管理公募情報ポータルサイトに情報を掲載し、情報発信をしております。あと、豊能地区の3市2町の体育関係の会議におきまして、各市町の指定管理者に、今回公募を行いますので情報提供を依頼しております。

また、その際に各市の状況等のヒアリングを行っております。

また、前回のときの指定管理に当たりまして、何度もヒアリングした業者や3市2町の指定管理者にもヒアリングを行うなどの対応を行っております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

ものすごくヒアリングしたっていうふうに思いますけど、何者ぐらい声をかけられましたか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。具体的には5者でございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

次は教育委員会を傍聴していて水泳の授業をシートスですると、東地区もシートスでするということを聞きましたけれど、これは業者からの提案だったんですか。ここにはそのように書いてありますけれど。

○委員長（寺脇直子君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

はい。こども未来部の仙波です。

シートプール管理、失礼しました。

学校の水泳授業につきましては、夏場に暑過ぎて水泳授業ができないとか、そういったいろいろ課題を抱えておりました教育委員会としてもシートスで利用できないかということを考えておりました。いろんな、現在の指定管理者等々とも話をちょっとヒアリングを行ったりした上で、最終的に今回の募集要項の中で、この学校の授業を受けていただくことということで仕様に含めて募集を開始したところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

今まで指定管理料っていうのが、直営でやったら1億かかるから5,000万とかっていうのも聞いたことがあるんですけど、5,000万、5,500万で、今回水泳の授業引いても6,000万なんですけれど、これはどういう積算なんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

前回、お示ししているのは平成18年度の町負担で1億円、約1億円ということでお知らせして算出をしておりましたが、平

成18年度からもう18年経過しておりますので、その間の物価上昇や人件費の増加などを踏まえて、本来今ですともっとかかるという試算をしております。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

すいません。生涯学習課、中谷です。

6,000万につきましては、今回5,500万、今期5,550万円の指定管理料となっておりますが、令和6年度で赤字額が500万円程度出ておりますので、それを基準に6,000万円と、あと水泳授業委託で500万円ということで6,500万円を基準としております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

私、何回も不具合とか住民の方から聞いてるんで、特に一般質問でもやりましたけれど、バスケットゴールをつけて欲しいという子どもたちの願いです。それを見せてもらってどんだけ潰れてるかも、中見してもらって1台しか潰れてないけど3台とも使えない。それよりねって言って、ボイラー室連れて行かれて、ここ濡れてる跡があるやろうって言って、ここもおかしいし、屋根もあかんみたいなこと言われて、バスケットはもっと順位は低いとかって言われたんですね、子どもは1歳ずつ大きくなってんのに、いまだにそのままなんですけどもね。そういう修理代を、さっきのたんぼぼの家のおきも言いましたけれど、どれぐらい協議されているんですか。どこまでが町負担で、どこまでがTACさんの負担なんですか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

その修繕等につきましては、リスク分担表を作成しております。経年劣化等による大規模な修繕につきましては、50万円以上は町で行うということで、50万以下の修繕は指定管理者で行うというふうなことでリスク分担表を作っております。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

物価高騰でいろんな備品が高く値が跳ね上がってますよね。私、見に行ったとき2階の音響かな、ラジカセみたいなものは使ってはりましたけど、そういうのもビニールテープだらけで、とりあえずこれで使えるからって言ったら利用者がすごい怒ってはったんですけどね。町がそういうところもしっかりと見てあげているんですか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

一応、その辺りは具体的にちょっと、そこまで具体的にこちらに届いておりませんでしたので、その辺りのところは指定管理者と協議をしていきたいと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

シートスとても安い金額で利用して助かるんですけども、でも、いろいろ物価が上昇している、人件費が上がってるって中で、料金がなんか安いままで利用している方からも安過ぎるわっていう意見も出たり、いろんなところがぼろぼろになってる、マシーンが壊れてるとか、ソファが破けてるとか、なんかそういうちょっとみすぼらしいところがあるのであれば、もうちょっと

料金を値上げをして、それは利用者さんも理解を得れると思うんですね。あまりに施設がぼろぼろなんで、だから少し料金を上げてもらって、修繕費のほうに回すことはできないんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

町のほうで、料金条例で料金設定をしております。その料金につきましては、今料金改定等を今後行うかどうかというところを町内部で検討しております。その料金改定により黒字が発生した場合、指定管理者のほうでいろいろなものの修繕を行うという提案はいただいております。

まだ今後、料金改定をするのかっていうところはまだ未定ですけど、新たな行政改革案の中で今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

いや、今の質問で料金改定は条例を変えないといけないって言いながら物価上昇のことは指定管理料に入れてるんですよ。これは、そこを変えなくてもいいっていう判断ですか。こっちのほうは町民全体の税金から入っていくお金ですよ。

でも、料金改定っていうのは利用者が払うお金ですよ。その利用する人のどちらかというと、こっちを利用料のほうを先に変えないといけないんじゃないですか。そしてたら物価上昇があります。それで、ある程度料金を上げないといけません先だと思えますけど。そこを早急にしない理由は何でしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

内部でですね、料金改定をするのかというところで検討はさせていただいております。ただ、今回町全体で新たな行政改革というところでやっていったほうがいいのではないかという判断から、先に料金改定をシートスのみを行うという結論には至らなかったということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

いや、そしたら指定管理料、前のままいかないと。なぜこっちは上げていくの。ずっと5,000万で来てましたよ。前回のときに5,500万に上げてます。4年前ですよ。それぐらい物価上昇というえげつないぐらい上がってるんですよ。それで今回はまた500万ですよ。それで利用者に負担はずっと同じ額っていうのは合わないんじゃないですか。これ利用してない人からするとすごい不公平になりますよ。そこら本当に公平性の面からも考えてますか。だって、これは見えないところ条例改正でできるから指定管理料だからというふうに500万、1,000万上げてますけど、でも行革の利用料は全体を考えて条例改正しますって言ったら、矛盾してませんか。否決して5,000万に修正しますよ。

○委員長（寺脇直子君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部の仙波です。

今回、令和8年4月からのシートス指定管理者を選定するに当たりまして、利用料等についても検討したところでございます。現行、先ほどから申しあげましたとおり、

人件費が上がったりであるとか、物価上昇等に伴いましてシートスの維持管理費が上がっているというところには事実でございます。ただシートス、今現状の施設もかなり老朽化しておりまして改修箇所もたくさん必要になる。それから、通常の維持管理の先ほど内田委員からもおっしゃったような、そういう通常の管理部分についても大分老朽化がきている。その中でどのような形で考えるかというところで、まず、指定管理をしていただくのには最低限の運営費用が要ります。その運営費用の、ようは人件費分をそういうふうな形で反映させるだけでも少なくとも、今現在の6,000万円プラスプール授業の6,500万というふうになるところでございます。

今後、先ほど申しあげましたように町全体の利用料を、町全体のそういう利用料とか使用料を見直すに当たりましては、そういうシートスのそういう現在、まだ行き届いてない部分を少しでも改修できることについては、利用者負担分を充当するという形も含めて考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

それを先しないと。いや、どういう内部での判断を行われているんですか。この指定管理料は普通に一般財源から出されますよね。シートスを利用していない人からの負担も入ってるんですよ。でも、利用料金はシートスを利用する人が負担していくんですよ。そしたら、まずそこは上げた上での話じゃないんですか。そこを議論をしないという理由が分からないんですけど。早急に今回指定管理者を募集します、人件費や物価の高騰から5,500万だったのを6,000万にしないとイケません、それは利

用料金も改めてちょっと上げる必要があります、筋通るじゃないですか。利用料そのまままで上げていくって言ったら、他は利用してない人からしたら、いや、利用者そのままなのに、わたらの税金はそっちに使われていくんだの話になりますよ。それ早急にはできない。やって欲しいんですけどそれはいかがですか。

○委員長（寺脇直子君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

はい。こども未来部の仙波です。

シートスもちろんそうなんですけれども、町内全体にいろんな公共施設がございます。シートスも含めまして、その辺りについては利用料をもう一度全体的に見直す中でシートスについても、同様に考えていきたいと思えます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

いつまでに。

これ本当にその答え出なかったら修正して5,000にしますよ。そういう話ですよ。だって、一般財源から全町民から利用してない人からの税金も入れる金額ですよ、利用者は全く負担変わらない。合わないでしょ、説明つかないですよ。それで利用料金は以前から、見直せ、見直せっていうのは議会からも何回も出していますよ。それじゃ、もうなかなか全体を見回してっていうとなかなか進まないんであれば、こういうふうに特定の施設を利用するところからでも利用料金を見直していったらどうですか。

○委員長（寺脇直子君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部、仙波です。

先ほど申しあげましたように、この新し

い行財政改革の中で、シートスについては見直すように考えてまいります。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

それはいつですか。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

いや、こういう指定管理料って行革の見直しをしました、利用料を変えましたっていうのと、指定管理料はちょうど指定管理者を募集するときにはちょうどいいタイミングじゃないですか、新しい事業者これから、また5年間やりますってのは、それはもうばらばらで動いてますよね。そしたら、利用料というのはそれに合わせてやったほうが一番利用者として分かりやすい気もしますよ。いやいや、それまでに利用料金、絶対見直してくれてたらいいんですよ、物価上昇がすごいですねと。昨今いろんなお店でも、食材とかいろんな燃料費が上がって物価で渋々値上げしましたとかって言う中だから、今って上げるのって自然ですよ。そういった中でもさわらないと、財政難で言うてもさわらない豊能町ですよ。そしたらこういうタイミングで、ちょっとずつでも利用者に応分の負担を求める上で、こういう改正を早急にしていきますぐらいは、お願いしますよ。それないとなかなか一般財源から普通に過去4年間で500万上がってまたこの5年間は500万上がるっていうことですから、なかなか、はい、そうですか、頑張ってくださいにはなりませんよ。

○委員長（寺脇直子君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部、仙波です。

委員おっしゃるとおり、シートス利用料につきましては、利用料の見直しを早急に行ってまいります。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたら、ちょっと私のほうから質問します。先ほど 500 万の赤字が出てるってことですけど、この赤字の原因ってというのは何なんでしょうか。

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課の中谷です。

まずは利用者の減少ということなんですけど、平成 29 年には 19 万 2,000 人、約 19 万 2,000 人で、順番に 30 年で 18 万 5,000 人。令和元年で 17 万 2,000 人で、令和 2 年度はコロナ禍によりまして 13 万 2,000 人まで落ち込み、13 万 2,000 人で令和 3 年度につきましては 12 万 3,000 人まで、一番落ち込んだところがそちらで、令和 4 年度には若干回復がありまして、15 万 8,000 人で令和 5 年度が 16 万 2,000 人。令和 6 年度で 16 万 2,000 人となって横ばいに若干戻ってはきておりますが、利用者が一番多かったときと比べて、3 万人程度減少しているということが大きな要素だと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

赤字が起こってることが 3 万人ほど減少してるってことなんですけども、この先ほど他の皆さんの委員の質問にもありましたけど、非常に施設も全体的にもものすごい老朽化してますし、利用者も減少、3 万人減少してるということなんですけども。こういう課題に対して、指定管理者はどのように改善するっていう提案とかはあるんでしょうか。

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。今回の提案では、子どものですね、プールの教室利用料の増額ということで、そちらによりまして、指定管理料をできるだけ縮減する方向で提案を受けております。

○委員長（寺脇直子君）

やっぱり施設がものすごい老朽化してて全体的にぼろぼろになってるっていうところで、他市町村にもたくさんスポーツ施設ありますし、全体的に本当に老朽化してますので、そういうところでも利用者数が減ってきてる原因だと思うんですね。ですので、やっぱりこれからその赤字にならないように、どうやって利用者を増やしていくのかとか、こういったシートスの課題について、指定管理者としっかりと協議をして、改善していくように努力して欲しいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

先ほど中谷生涯学習課長が、6,000 万が他市町村より安いということなんですけども、他市町村でこの規模クラスで大体指定管理料ってどれくらいで行われてますか。

分かれば教えてください。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

実際に類似施設は、何個あるかというのは分かるんですけど、類似施設で東京アスレチッククラブが指定管理をしておりますのが 24 施設あるんですけど、施設によりまして体育館だけであったり、総合的な施設シートスと同等というのが、なかなか見つかるというか、指定管理料につきまして、他市の状況等はその施設によって変わりますので、豊能町以外のところで 6,000 万と

というのは実際のところつかんでおらない状況です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

6,000 万が安いということで、現実にも多分安いだと思いますんで、結果的に1者しか来られてないんで、前回も5,000万から安過ぎで5,500万にしてようやく1者でしたから安いんだと思うんですけど、これから多分もっとしんどいことになってくると思います。そしたら、例えばプールではどれくらいかかっている、ジムではどれくらいかかっている。個別にちょっとずつそれぞれの料金を分けてでも判断して、類似施設と比べてどうなのかっていうのを客観的に誰もが高いつてなっても、うちのシートスはこんだけの施設があるからこの値段ですって言えばいいだけなんです。他の施設よりみんなから高いつて言われてもね。だから、他のところと、そういうふうに客観的に調べられる数値というものを持っておかないと、それをもって募集のほうに反映していかないと。本当にこれ1者いかなかったらどうなるんですか。

お聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

もし指定管理者として応募がない場合、実際にそうになりましたら、まずその直営に戻すという判断もあるんですけど、そうなりますと、先ほど言いましたように、1億円、18年前の1億円の予算を支出しないとイケないということになりますので、指定管理者がない場合、ちょっと運営が難しくなっていくかなというところと考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

多分そうなるんですよ。

それでお願いしたいのは、疑問に思わないですか。自分たちがやったら1億円かかったものが、民間企業にいったら5,000万でできた。ここに疑問点持たないと。だって今、当然のように18年前の1億円だけど、こんだけずっと18年指定管理してくれてるんだから、本当は町はその運営のノウハウを貯めておかないといけないんですよ。なぜ我々がやったら1億円で、民間企業がやったらこんだけ安くイケたのかっていうところは、ただの件費だけの部分なのか、どういうところが違うのかっていうのは全部把握しておく必要があるんですね。それを把握しておけば、もしかしたら、この地方って本当にこういう業者がいなくなる可能性があるんで、いなくなったときに本当に利用者にある程度手続とか管理のほうを任せて指導員なんかを直接雇うというような形も考えていかないとイケないかもしれないんで、是非とも行政のほうには、直営にするとまた1億円ぐらいかかるからやめないとっていう判断は、それは安直すぎるんで、そうならないために、もう既にある程度のノウハウは、この5年間でもいろいろ打ち合わせをして見に行くなりして、こういうところをしてた、こういう別にそこがいなくなっても職員でできるぐらいのマニュアルは作ってもらいたいと思いますけど、そういう考えはないですか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

やはり町の職員でそこまでのところというところは、運営するというのは、なかなか

か難しいのではないかなあというふうに考えております。ですんで、指定管理者と今後、いろいろ修繕や、その収支状況を相談しながら、その指定管理者に何とか指定管理を続けていただけるような形を考えていたらと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

多分、直営だとしんどいんだと思いますよ、今の考えだと。でも、どういう内容してるか、どういうことをしてこの値段がかかっているか、例えば事務手続にはこれくらいの人数がいてこういうことをして幾ら幾らかかっている。プールではこれくらいして水道、水、監視員がいて指導員がいて、これくらいかかっているっていうのが明確に分かっていれば、ここはもしかしたら住民さんで賄えるよねっていう判断になるかもしれないですね。そういうその最悪な事態が起きそうな状況になってきてるんで、そこら辺の準備を今のうちからしておかないと。だから是非とも指定管理って言ったらかん任したらそれで終わりっぽく、行政的には財政的に負担が軽くなったからそれでいいよねじゃなくて、任してからも本当に何をしてるか、なぜこんだけのサービスがこれくらいの金額でできてるのかっていうもののノウハウ的なものは吸収できるようにしてもらいたいんですけど、副町長いかがですか。

○委員長（寺脇直子君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

シーツスの運営っていうんですか、管理運営につきまして我々人口が減少して、高齢化が進んでる中で、大変厳しい状況にあるという認識しております。これからますます人口が減っていく中で、果たしてこれ

だけの規模のスポーツ施設、センターですかね、温水プールやりながらアリーナも管理していくとなかなか厳しい状況にあるなというふうな認識を持っています。当然、施設も老朽化してきておりますので、その施設、機械設備ですとか、バスケットゴールがなかなか買えないという厳しい現状もございますし、そこんところも運営もそうなんですけど、施設自体の維持管理をどうしていくのかっていうところが、これ一番ちょっと気にかけているところでございます。

施設の今回指定管理する、その管理運営というところにつきましては、民間のノウハウをこれまでも学びなさいということはずっと言われ続けておりますので、今回、5年間ございます。その間にいろんなノウハウっていうんですかね、企業の経営のやり方っていうのは、こちらのほうでも学ばせていただきながらですね、5年後に一体どういう状況なってるのかっていうところも想定しながら、危機感を持ちながら今後シーツスの管理運営については関わっていきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

それはよろしく願いいたします。

いろいろ方法はあるのかなと、今スポーツ施設のあり方ってすごい変わってきてるんで、c h o k o Z A Pのようにちっちゃいところでジムだけをして、そこは無人であったりとか、それだったら空き教室を作っているいろんな地域にぽんぽんぽんと置くだけでどうかならないのかとか、いろいろスポーツ施設もでっかいところで、そこに来てもらってやるっていうスタイルからもうちょっと大きく変わってるんでそうするともうジムはそっちに委託、そういう形にし

てプールだけを維持すればいい、アリーナだけを維持すればいいという考えも出てくるので、そこら辺は選択肢は出てくると思うので、お願いしたいのは本当に準備をしておいてください。いろんな最悪の想定を踏まえてなんか豊能町本当に準備のほうができているので、こうなったときに、あたたたた一って、やっつけでやっつけてるようなところがあるんで是非ともそこら辺は、この5年間でよろしくお願いします。

それで今回1者なんですけど、これ前回の得点というのは分かるんですか。前回と同じ採点方法って基本一緒ですよ。でも一緒じゃなさそうな気がするんですよ。昔やったとき3者ぐらいがずっと並んでもっと細かく項目あったような気がするんで。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

前回の検討部会の審査の平均点が67.6点で、選定委員会の平均点が68.13点でございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

この指定管理のこの評価選定基準って、これ目的別でやっぱ変えていますよね。さっきは管理運営の方法、経営理念みたいなところも入ってたんですよ。今回はない。管理運営の考え方だけですよ。ここら辺は統一されないんですか。ここら辺はもうそれぞれどこでどういう形で考えている。

○委員長（寺脇直子君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

この選定委員会におけます選定の中でですね、選定の基準というのがあるんですけ

ども、それぞれ施設によって示しているんですけども、その大元になってますのが基本指針というのを選定基準を定める前に基本指針というのがございまして、その基本指針の中では大きく5項目を決めておりますんで、申し上げますと住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られることとありますとか、事業計画の内容が施設設置の目的を最大限に達成できることとありますとか、そういった大きな項目で基本指針を決めてございまして、あとはその施設ごとにですね、その施設の目的とか実情に合わせて選定基準のほうを決めていってるといような状況でございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

うん。やはりこれある程度共通のところありますよね。先ほどたんぼぼの家では経営理念で三つあるんですよ。応募理由とかまであるんですよ。でもそれって別にシートスでも使えそうですよね。やはりそういったところは同じような形で、評価基準としては載せるべきなのかなと。委員さんも同じように充て職みたいな形でこうやってぽっと合わせるだけなんですから、ここら辺はきっちりそろえたほうがいいのかと思います。これ前のときは災害対策的なことも書いてあるんですよ。シートスのほうはこれ弾力的な運用の避難所にもなってるんですよ。でも、そこら辺の評価とかそういうものはないですよ。これ災害起こったときどうするっていうのは、そこら辺の認識は、TACさんは前回4年やっているからそれなりに認識はしてると思います。避難所になったこともあるでしょうし、でも新しく入ってくる事業者さんとかは、ここが豊能町の弾力運営避難所になってるっていう理解もしてもらわないとだめですよ

ね。そのときの対応っていうものを向こうも考えてもらわないと。スポーツジムをオープンしている間に地震が起きました、そのときどうしますかみたいなことは、方針としては持つといってもらわないといけないと思うんですけどそこはどうですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

今回の仕様書の中です。防災安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立ということで、当施設は災害時には防災拠点の避難所として施設が活用されます。指定管理者として、防災組織であるという自覚のもと、平時から警報、災害発生の情報に留意くださいというように仕様書で必ず避難所になるというようなことは、うたっております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

大事なのはその時にスタッフとかがどういう動きをするかっていうところですよね。そこが、そこを何らかの動き、私たちはそれは知ってますけど、私たち何もじゃだめですよね。そのときに避難所となったときに、スタッフはこういう年1回ぐらい訓練をするとか、何かそういう取組は、僕はあるべきだと思いますけど、そこら辺のお考えはないですか。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課の中谷です。

施設自身で避難訓練等は確実にされておるんですけど、この避難所になったときの対応につきましては、職員、町の職員が配置されまして、そちらで施設を開けていた

だくために、その都度、指定管理者には出たいただかないといけいけないところですけど。職員のほうで避難所の対応を今のところやっておるとというのが現状です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

はい。ここは大雨のときの避難所ですから職員の方が駆けつけてくれるんで、それなりの対応はできるかと思います。是非ともここら辺の選定基準なんかは、共通のところたくさんあるんで。田中課長のところになるのかな。採点基準というものは、やはり同じね、合わせていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

答弁はよろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

私から先ほどの利用者増加に向けた取組なんですけども、これも進めていって欲しいんですけど、例えばイベントの拡充とか、広報していくとか、今後そういった取組について、今具体的に何か考えてることがあるのか伺います。利用者増加に向けた取組です。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

○委員長（寺脇直子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

今回ですね。提案を受けてます内容につきましては、物品の販売等の充実。あとスイミングキャップと水着等のレンタル事業、自動券売機の新設と四季折々のイベントの充実ということと、あと町民無料デーにおきまして、できるだけ初めて利用いただけるような方にホームページ等で周知して、そちらでシートスを知っていただいて、今後の利用の増加に努めるというようなこと

を考えていただいております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第 60 号議案は原案のとおり可決されました。

第 62 号議案、令和 7 年度豊能町一般会計補正予算（第 7 回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

一般会計補正予算の関係部分のうち、まず歳出のほうから順次説明のほういたします。

補正予算の 23 ページを御覧ください。

款 2. 総務費、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費の 2. 戸籍事務等窓口事務事業でございますが、戸籍振り仮名記載法制化に伴う戸籍情報システムの改修に係る業務委託料 297 万円を増額するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海です。

続きまして 25 ページを御覧ください。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1.

社会福祉総務費、節 19. 扶助費、7. 障害者自立支援事業、19. その他の 6,273 万 9,000 円でございますが、障害福祉サービス利用の増により、扶助費を増額するものでございます。また同じく節 22. 償還金利子及び割引料 22. 償還金 406 万 8,000 円ですが、事業費確定に伴う過年度補助金の大阪府への償還金でございます。

続いて再び節 19. 扶助費、11. 障害児福祉事務事業、19. その他、1,057 万 8,000 円でございますが、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用の増に伴い扶助費を増額するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

同じく 25 ページ、16. 高額医療合算介護サービス費等給付事業でございますが、同一世帯内で国民健康保険に加入している世帯員の医療費と介護サービス費の自己負担額の年間合計額が一定額を超えた場合、本人の申請により、その差額を国民健康保険の保険者である町が負担する制度におきまして、申請対象者への勧奨通知を行っていなかったため給付を受けることができなかつた方に対し、遡及して当該負担額を交付する費用 114 万 3,000 円を計上しております。

次に、目 2. 老人福祉費の 2. 介護保険支援事業でございます。引き続き、次ページ 26 ページを御覧ください。

低所得者保険料軽減に係る国及び府負担金を、令和 6 年度の実績に応じて精算を行うための償還金でございます。

続いて 3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金でございますが、介護保険特別会計の補正に伴い繰出金を増額するものでございます。

続いて11. 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業でございますが、高齢者施設等の運営事業者が利用者の安全安心を確保するために行う施設等の大規模改修等に係る費用の一部を国の交付金を受けて補助する費用1,540万円でございます。

続いて12. 高額医療合算介護サービス費等給付事業でございますが、先ほど社会福祉総務費のところでも申し上げました給付同様、町は介護保険の保険者として負担すべき額を遡及して交付する費用211万1,000円を計上しております。

次に、目8. 未熟児養育医療助成費の1. 未熟児養育医療給付事業でございますが、未熟児養育医療の給付事業実績の増に伴いまして扶助費を増額するものでございます。

次に、目9. 後期高齢者医療費の2. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金事業でございますが、令和6年度大阪府後期高齢者医療定率負担金の精算に伴う費用でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

続いて予算書27ページをお開きください。款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目2. 児童福祉施設費、3. 保育所運営事業施設。失礼しました。吉川保育所運営事業のうち、光熱水料費173万9,000円は主に吉川保育所施設老朽化に起因する漏水による水道料金の不足額の補正でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

続きまして29ページを御覧ください。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費の3. 国民健康保険特別会

計診療所施設勘定繰出金事業でございますが、人件費の補正に伴い、繰出金を504万円減額するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯亜希子君）

はい。義務教育課の峯です。

36ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の7. 人権・地域教育充実事業、7. 報償金でございますが、これは学校で起きた重大事案に関して、いじめ防止対策推進法に基づき、重大事案に係る事実関係を調査し再発防止策を図るためのものです。

予算については、いじめ事案に係る調査会議関係者への聞き取りや調査報告書の作成に係る報償金が80万円となります。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

同一ページの11. 子ども・子育て支援事業のうち、負担金1,022万円は、町外の保育・教育施設を利用する子どもに係る保育・教育給付費負担金でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

そうしましたら37ページをお開きください。

款10. 教育費、項2. 小学校費、目1. 学校管理費の4. 吉川小学校運営事業の光熱水料費の163万5,000円でございますが、この金額につきましては、令和7年度の当初予算に計上することが漏れておりましたものを今回補正予算で提出させていただいております。同じく5. 光風台小学校運営事業の同じく光熱費の554万

円でございますが、この分につきましては、令和7年度に使いました電気代がですね、当初想定していたよりも多く使用したことによりまして、電気代分を増額補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

引き続きまして40ページをお開きください。款10. 教育費、項6. 保健体育費、目1. スポーツ振興費の3. シートス管理事業、14. 工事請負費3,525万9,000円でございますが、スポーツセンターシートスの屋上の陸屋根防水の改修工事を行うものです。工事内容としましては、シートスプール棟の幼児用と25メートルプールの924平米の既存屋上防水の改修と、その棟に付随している踊り場164平米の防水改修工事を行うものです。

歳出は以上です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは次に、歳入について御説明申し上げます。

15ページを御覧ください。

款13. 分担金及び負担金、項1. 負担金、目1. 民生費負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました未熟児養育医療給付事業に係る給付対象者負担金5,000円でございます。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部の浅海です。

次に同じページですね、款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫

負担金、節1. 社会福祉総務費国庫負担金、2. 障害者自立支援給付費等国庫負担金、3,817万6,000円並びに3. 障害児施設措置費国庫負担金528万9,000円でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害者自立支援事業及び障害児福祉事務事業の扶助費に係る国庫負担金でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

同一ページの目2. 教育費国庫負担金、節1. 事務局費国庫負担金、1. 保育・教育給付費国庫負担金613万5,000円は、先ほど歳出のところで御説明した保育・教育給付費負担金の増額に係る国庫負担金でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課、萩原です。

続きまして16ページを御覧ください。

項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました戸籍振り仮名記載法制化に対するシステム改修に係る国庫補助金でございます。297万円でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

次に、目2. 民生費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に対する交付金として、1,540万円を計上しております。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

同じく節4. 児童措置費国庫補助金、1. 子ども・子育て支援事業費補助金 163 万円ですが、児童手当の番号制度対応情報連携に伴うシステム改修に係る国庫補助金でございます。

続きまして 17 ページを御覧ください。

款 16. 府支出金、項 1. 府負担金、目 2. 民生費府負担金、節 1. 社会福祉総務費府負担金、細節 2. 障害者自立支援給付費等負担金 1,569 万 2,000 円。3. 障害児施設措置費府負担金 264 万 4,000 円でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、障害者自立支援事業、障害児福祉事務事業の扶助費に係る大阪府の負担金でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

同じく目 2. 民生費府負担金、未熟児養育医療費府負担金は、先ほど歳出のところで御説明申し上げました未熟児養育医療給付事業に係る負担金 55 万円でございます。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

目 3. 教育費府負担金、節 1. 事務局費府負担金、1. 保育・教育給付費府負担金 247 万 5,000 円は、先ほど歳出のところで御説明申し上げた保育・教育給付費負担金の増額に係る府負担金でございます。

続きまして款 16. 府支出金、項 2. 府補助金、目 8. 教育費府補助金、節 1. 事務局費府補助金、6. 保育・教育給付費府補助金 55 万 8,000 円は、先ほど歳出のところで御説明した保育・教育給付費負担金の

増額に係る府補助金でございます。

説明は以上です。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより質疑を、本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

さっき 23 ページの総務費、戸籍住民基本台帳費の振り仮名記載の業務委託料、システム改修費ですね、297 万円なんですけど。夏ぐらいにアンケートが来たと思うんですが、その調査は全部終わったんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

今おっしゃってるの本籍地から通知が来た戸籍に記載される振り仮名の通知書ということで、皆さんの戸籍に振り仮名がつくということで、この振り仮名で合ってますかっていう案内が来てたかと思うんです。これに合ってれば、そのまましておいてもらったら、自動的に戸籍に記載されますよ、ということで、間違ってたらもう届出してくださいねっていうことで、うちも本籍地のところですので、皆さんには通知を送ってまして、ただ届出期間がですね、令和 8 年の 5 月の 25 日までとなっておりますので、そこまでは届出を受け付けしまして、その次の日、令和 8 年の 5 月 26 日以降に、届出がなかった分に関しては、職権で一斉に戸籍に記載される予定の振り仮名を職権で、記載するという予定になっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

はい。分かりました。ありがとうございます。

次に、25ページの民生費、社会福祉費の11の福祉事務事業で、放課後デイが増えたと同じでしたが、サービス事業者はそんなにないと思うんですけど。これは豊能町の利用者が増えたということですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

そうですね。今委員おっしゃるとおりですね、豊能町にお住まいの方で、この放課後デイサービスだけではないんですけども、障害児の福祉サービスの利用の実績が増えているということで、この扶助費を増額補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

すいません。今の放課後デイだけが aumentata たんじゃなくて、ほかに利用される。この障害者の方が利用される事業費が増えたということですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海でございます。

この放課後等デイサービスの利用だけではなくてですね、児童発達支援の事業のサービスの利用も同時に増えているということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

何度もすいません。26ページの老人福祉

費の11. 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、特養の祥雲館本館の改修だと伺いましたが、これは無償貸与されている場所ですか。

まず、そこを伺います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

おっしゃるように無償貸与している部分でございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

そういう施設もほかにもあると思うんですけど、豊能町がどういうふうに関わって、この改修費用を計上されているのかっていうのをふだんは関わってはおられないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

今回の事業に関しましては、国の事業でございまして、事業所が直接国のほうに申請するものでございます。交付金のほうが町挟んで、そのまま事業所のほうに交付金としていくというような形になっております。今回についてはそのようになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

何度も何度もすみません。27ページの吉川保育所運営事業の光熱水料費 173 万 9,000 円ですけど。吉川保育所のような

ところは、こういうふうには2か月に1回水道料、御使用水量のお知らせっていうのは来ないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今見せていただいたようなものが吉川保育所に直接届くようになっております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

だから問題なんです。

これでね、せこい話だけど私んところ何立方メートル。2増えたとかって思うんですけど、思わないんですか。もちろんね、子どもたちプール入ったら水たくさん使うって思いますけど。これで半年も分らなかったんですか。半年だから3回、3回これ来てると思うんですね、お知らせ。それを水道センターに言われないと分からないって、お金しっかりもったいないもったいないって言うてるのに、なぜこうなったんですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

半年以上見落とししてたということで大変申し訳ないことをしてると思います。

支払いごとに例えば前年度との水量の比較というのを行っていけば、防げたかと思えますけれども、結果としてはミスを見逃していたということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今後どうされるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今後につきましては、全庁的にも施設老朽化によって漏水の可能性があるので、2か月に1度の請求のときのみならず、こまめに確認をするようにというような指示が出ておりますが、それに加えて、私どもからも、所管する所園長に対しましては、まめにまめに、こまめに、よりこまめにメーターあるいはパイロットランプを確認するようにという指示を出しているところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

民間のおうちでね、漏水してて何か30万ぐらい来たとかって言う人いるんですけどね。水道センターのどこ行ったら、原因を究明してもらって、ちょっとまけてもらってんって喜んではりましたけどね。人のお金が、私らもこれ、自分の口座から落ちるんでね。ちょっとでも何か増えたら、しっかり、水使いすぎたとかって思うんで、使わな料金上がりますけどねまた、しっかりやってください。

次の質問なんですけれど。

36ページの人権・地域教育充実事業の報償金80万なんです。学校問題調査委員会開催されるということなんですけれど、こういう予算が上がってきたら何って聞いてしまうんで、当初予算の中で、こういうことを予算化されたほうがいいと思うんですが、この内容は私はもう聞きませんけども。

どうお考えですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯亜希子君）

はい。義務教育課の峯です。

ただ今いただきました御意見ですけれども、今後このようなことが起こるといことも想定はされますので、検討していきたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

水道漏れの話ですけど、園長、その園を預かるトップの仕事っていうのは何か明確になってるの。お金の計算を全くしない。全く見てこなかったってことですかね。それはもう入ってない。いや、本当、本当分かんないですよ。半年出て、管野議員が言われたように3回ですよ、請求書。そしてたら1回当たりって、40万ぐらい来てるってことを3回。それぐらいの金額が来て落ちてても、いや、どこの多分、どこのお店を預かってる店長さんとかでも調べて、光熱費こんだけで今月はこうだったのは人件費こうだったなんてやってるんですけど、そこら辺は何もしない。ていうふうに見えちゃうんですけど、そこを何をしてくるかちょっと説明してもらえますか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

それぞれの施設の管理運営に関しては、通常の業務に関しては、すべて所園長が責任を負っているものと考えております。通常この光熱水料費の支払いに関しては、支払いの権限についても、所園長が責任を負って業務しているところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

これはもう言いたくないけどペナルティはないの。これ結構なことだと思いますけ

ど。園のトップとしては、そこら辺はしょうがないよね、これから気をつけたらいいよねって終わる話ですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部、仙波です。

もちろん、今後このようなことないようにすることはもちろんでございますが、所長についてはこの件についてはまた厳しく指導をまいります。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

多分、本当に全園長で全校長を集めてでも、これぐらいの何をしてるかっていうのは、多分ヒアリングするなりして、本当に共通にしとかなないといけないことですよ、各学校単位で。上がったら普通に予算として光熱水道費が上がったからって上げてくるわけですから。そこら辺は各園、学校のトップはそこら辺を判断するのが、仕事として把握、みんな理解してますよね。そのこんな確認はしたくないんですけど、そこはしっかり確認して本当に仙波部長、嫌われてください。嫌われるぐらい指導してください。

○委員長（寺脇直子君）

答弁はございますか。

はい。仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部、仙波です。

委員おっしゃったとおり、学校園に厳しく指導をまいります。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

37ページの教育費の学校管理費の光風台小学校運営事業の光熱水料費、電気代と伺いましたけれど、職員室の教頭先生の左側の壁に何か電気たくさん使ったらランプつくんじゃないですか。給食の食器を洗うときに気つけなあかんねんってことを学校で働いてたときに聞いたことがあるんで、それぐらいの時間にも私は帰るんでね、知らんよとか言うんですけども、そこで何かチェックとかされないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今委員が言っている機械っていいものがデマンド方式の機械でございます。これ各施設によりまして電気使用量、大体基準どれぐらいっていうのをまず設けます。設けた使用量に対しまして、もうちょっとしたら超えそうだと。例えば100って定めると、例えば90ぐらいになってくるとアラームが鳴ります。これはいつときに集中する電力量でございますので、そういうふうなところのアラームが鳴ったときにどうするかといいましたら、例えばここの部屋の電気を消そうとか、どここの教室の空調止めようとかっていうことをして、集中する電力量を抑えることによってですね、その電力を超えることによりまして、向こう1年間は基本料金の考え方が、この一番高いところをベースにずっと算定されるということで、電気代をより安価に抑えるために備え付けられているというような機械でございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

それがあるのに、こんだけ550万円補正

予算を上げなあかんのですか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

令和7年度当初予算を計上させていただいたときに、予算要求の時期といいますが大体前年度の6月、7月ぐらいに見込みを立てて予算要求をさせていただき、議会のほうでお認めをいただいと。実際に7年度予算を積算するときに、積算が甘かったと言ってしまえばそうなんですけど、どうしても7年度、夏場ですね、かなり暑かったとかっていうところが原因しております、その辺りしっかり見込めてなかったということでもちょっと増額の補正をお願いしているというところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

ちょっと私のほうから1点、25ページと26ページに高額医療合算介護サービス費等給付事業がありますけど、これについてちょっと説明をお願いします。

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

こちら社会福祉総務費の老人福祉費のほうで上げさせていただいております、高額医療合算介護サービス費等給付事業でございますが、同一世帯内で国民健康保険に加入している世帯、この方たちが年間にかかった医療費と介護サービス費というところの自己負担額というのが一定の額を超えた場合、本人の申請に基づき、その差額を国民健康保険、保険者ですね、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者というところ同じ町になるんですけども、その超えた部分を支給するというような制度がござい

ます。この制度につきまして、かなり内容というところが複雑ですので、御本人で計算することってというのはかなり難しいということで、申請対象者の方につきましては、国のほうから対象者というのが分かるようであれば、申請勧奨ですね、申請して支給申請してくださいという通知を送るような国の方から、決まてはいないんですけれども、国のほうからそういうふうにして、住民さん、対象者の方に対して利便を図ってくださいというような話になっておったんですが、その勧奨通知というところが送るのできていなかったということから、支給漏れというような形になっております。この支給が漏れていた分っていうところを遡及しまして、今回予算のほうに計上させていただいたということになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

また対象者の方に丁寧な対応をお願いします。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

すいません。25ページの障害者自立支援事業の6,683万円。6,276万9,000円の内容を、対象者が増えたのかサービス利用者が増えたのか、もうちょっと細かく教えていただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海でございます。

こちらのサービスの増加なんですけれども、ちょっとお待ちください。こちらのほうはですね、中身がですね、重度訪問介護、それから生活介護、それから共同生活援助、

就労継続支援という、このサービスの内容がそれからあと補装具につきましても、この事業のメニューがございます。これがですね、それぞれサービスの利用がまず全般的に増えているということがございます。

それからですね、あと中にはですね、もともと障害をお持ちの方ですね、一般の就労をされていた方が退職をしてですね、それから退職した後で障害福祉サービスを利用される、そういったケースもございません。それから一般就労を退職された後にですね、そのあとで障害の認定を受けて、障害の手帳ですね、手帳を所持することになりまして、それから、その後に障害福祉サービスを受けるというケースも見受けられているところでございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第62号議案は原案のとおり可決されました。

ここでちょっと1時間以上経過しておりますので、暫時休憩いたします。

再開は2時40分といたします。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○委員長（寺脇直子君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。第 63 号議案、令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第 63 号議案、令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

補正予算書の 3 ページを御覧ください。

令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,953 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 3,491 万 5,000 円とするものです。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より説明させていただきます。10 ページを御覧ください。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1 一般管理費の 2. 国民健康保険事務事業 1,759 万 4,000 円を増額につきましては、令和 8 年度に創設されます子ども・子育て支援金制度により、これまでの保険料に加え子ども・子育て支援金を新たに賦課徴収するためのシステム改修に係る業務委託料です。

款 2. 保険給付費、項 2. 高額療養費、目 2. 高額介護合算療養費の 1. 高額介護合算療養費給付事業 68 万 6,000 円を増額につきましては、高額介護合算療養費給付に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

11 ページを御覧ください。

款 2. 保険給付費、項 4. 出産育児諸費、目 1. 出産育児一時金の 1. 出産育児一時金給付事業 50 万円の増額につきましては、給付に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

款 4. 保健事業費、項 1. 特定健康診査等事業費、目 1. 特定健康診査等事業費、1. 国民健康保険特定健康診査等事業 383 万 6,000 円につきましては、被保険者数の減や現在の受診状況等により不用額が見込まれるため減額するものです。

次に 12 ページを御覧ください。

款 7. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付金、目 3. 保険給付費等交付金償還金の 1. 国民健康保険運営事業 297 万 4,000 円、目 4. 特定健康診査等負担金償還金の 1. 国民健康保険運営事業 161 万 3,000 円を増額は、令和 6 年度の事業実績に応じて精算を行うための償還金です。

歳出については以上です。

次に、歳入について説明いたします。

8 ページ、お戻り願います。

款 4. 国庫支出金、項 1. 国庫補助金、目 1. 総務費国庫補助金の 2. 子ども・子育て支援事業費補助金 1,759 万 4,000 円は、先ほど歳出で申し上げました子ども・子育て支援金制度創設に係るシステム改修に要する費用について、国から補助されるものです。

款 5. 府支出金、項 1. 府補助金、目 2. 保険給付費等交付金の 1. 普通交付金 118 万 6,000 円は、先ほど歳出で申し上げました高額介護合算療養費、出産育児一時金の給付に要する費用について、大阪府から交付される普通交付金です。

9 ページを御覧ください。

款 7. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の 1. 前年度繰越金 75 万 1,000 円は

前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。そしたら私から質問します。

11 ページの出産育児一時金給付事業、これは当初予算を上回るということですが、これどれくらい上回ったのかって、何かその増加の理由ですね。伺います。

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

この出産育児一時金に関しましては、当初予算 150 万円を計上しております。

子どものほうに関しましては、これは 50 万円を限度として支給をしておりますので、3 人分というのを当初、予算計上しております。この 3 人分につきまして、今日、本日現在でもう既に 3 人分支給が終わっておりますので、新たにもう 1 名出てきた場合に対応するための予算としまして、今回補正予算として計上させていただいております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

それと同じ 11 ページなんですけども、この国民健康保険特定健康診査等事業の検診。業務委託料が減ってますけど、これは被保険者の人数が減ったということですが、それを単純に検診をされない方が減ったということなんですか。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

こちらのほうに関しましては、被保険者

数は減っておるんですけども、受診率のほうは少し上がっておりますので、そんなに人数的には減っておらないんですけども。当初予算として、予算計上する際には受診率のほう、もう少し高めで見積もっておりましたので、その辺りで今回不用額というのが見込まれるため減額させていただきます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第 63 号議案は原案のとおり可決されました。

第 64 号議案、令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 1 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第 64 号議案、令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について説明いたします。

着座にて説明したいと思います。

補正予算書の 3 ページを御覧ください。

令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 1 回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ459万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,958万5,000円とするものです。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正を行っておりますが、それらの説明は省略いたしますので御了承願います。

最初に歳出より説明させていただきます。10ページを御覧ください。

款3. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費の44万3,000円は令和6年度の繰越額確定に伴い相当分を予備費に計上するものです。

歳出の説明は以上です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページへお戻りください。

款3. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の1、前年度繰越金44万3,000円の増額につきましては、先ほど歳出で説明いたしました令和6年度の繰越額確定に伴い増額を行うものです。

次に、款4. 繰入金、項1. 繰入金504万円の減額につきましては、人件費の補正に係る経費について、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ちょっと待って、他の方いらっしゃいませんか。じゃあ私ちょっと質問してよろしいでしょうか。

はい。歳入の8ページなんですけども、前年度繰越金が増えてるってことです

けど、これの要因について伺います。

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

繰越金につきましては、前年度決算が行われた後に確定するものでございますので、当初予算におきましては額のほう確定しておりませんので、1,000円という形で計上させていただいております。

今回決算におきまして繰越額確定いたしましたので、その額のほうを補正予算として計上させていただいております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑がないようですので終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第65号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、説明のほういたします。

着座にて説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお開きください。

令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,166万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,941万1,000円とするものです。それでは今回の補正内容につきまして、歳出より説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の1. 後期高齢者医療事務事業219万5,000円は、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度により、これまでの保険料に加え、新たに徴収される子ども・子育て支援金を収納するためのシステム改修に係る業務委託料です。

続いて款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金の5,592万円は、歳入における後期高齢者医療保険料の増額に伴い後期高齢者医療広域連合納付金の額も増額となることから補正するものです。

続いて11ページを御覧ください。

款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付金、目1. 保険料還付金の63万円につきましては、死亡・転出等に係る保険料の還付が当初予算を上回る見込みのため、増額するものです。

款4. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費は2,291万6,000円を増額補正を行うものです。

内容といたしましては、前年度からの繰越金の確定額から、先ほど説明いたしました保険料の還付に必要な額を除いた額を計上しております。

歳出の説明は以上です。

次に歳入について説明いたします。

8ページへお戻りください。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料の3,280万6,000円及び下段の目2. 普通徴収保険料の2,311万4,000円は保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため、増額し、先ほど歳出で御説明いたしました後期高齢者医療広域連合への納付金の財源とするものです。

次に、款4. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の1. 繰越金2,354万6,000円は、前年度からの繰越金の確定に伴うものがございます。

次に9ページを御覧ください。

款6. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金の1. 子ども・子育て支援事業費補助金219万5,000円は、先ほど歳出で御説明申し上げました子ども・子育て支援金制度創設に係るシステム改修に要する費用について国から補助されるものです。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。
管野委員。

○委員（管野英美子君）

10ページの後期高齢者医療事務費の業務委託料219万5,000円です。

令和8年度からの子ども・子育て支援金のシステム改修ですが、先ほど国保でも1,759万4,000円を計上されています。

両方入札なんでしょうか。

両方一緒にやったら、まけてもらえるっということではないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

委員おっしゃるように同じく子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修に対する費用のほう、こちら上げさせていただいておるんですけれども。システムは今現在、賦課徴収又は収納システムのほうで、システムを入れております富士通ジャパンのほうで業務委託のほうをいたします。システムのほうが国保、国民健康保険のほうと、後期高齢者医療保険のほうとシステムが違いますので、合わせて値引きをしていただけるということはないということです。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって本件は原案のとおり可決と認めることに、本件は原案のとおり可決されました。

次に第 66 号議案、令和 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第 66 号議案、令和 7 年度豊能町介護保

険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。

着座にて説明いたします。

補正予算書の 3 ページを御覧ください。

令和 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 回）でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,510 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 4,826 万円とするものです。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動等に伴う人件費の補正及び歳入の補正に伴う財源振替を行っておりますが、それらの説明は省略いたしますので御了承願います。

最初に歳出より説明させていただきます。

11 ページを御覧ください。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の 2. 介護保険事務事業 62 万 8,000 円は、令和 7 年度税制改正対応に係るシステム改修に要する費用を増額するものです。

続いて同じく款 1. 総務費、項 3. 介護認定審査会費、目 2. 介護認定審査会共同設置負担金の 1. 介護保険介護認定審査会共同設置事業 51 万 1,000 円は審査会に従事する職員人件費負担分等を増額するものです。

13 ページを御覧ください。

款 5. 保健福祉事業、項 1. 保健福祉事業、目 1. 保健福祉事業の 1. 独居高齢者等見守り事業の 92 万 1,000 円は、高齢者等見守りサポート事業に係る委託料の支払い方法の変更によるものです。

本事業は豊能町社会福祉協議会、豊能町それぞれが事業に要する費用を委託事業者に支払うこととなっておりますが、この

度、本町が本町負担分と社会福祉協議会分も合わせて事業者へ支払い、社会福祉協議会はその負担分を豊能町へ支払うという形に変更したため、その不足分を増額補正するものです。

款6. 基金積立金、項1. 基金積立金、目1. 介護給付費準備基金積立金の1. 介護保険運営事業7,041万8,000円は、令和6年度の介護保険料、余剰分を基金に積み立てるものでございます。

続いて14ページを御覧ください。

款8. 諸支出金、項1. 償還金及び還付金、目2. 国府等支出金償還金の2,510万3,000円は令和6年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国等へ償還を行うものです。

歳出の説明は以上です。

次に歳入について説明いたします。

8ページにお戻りください。

款1. 保険料、項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料の113万2,000円。下段の款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目3. 包括的支援事業等費交付金の95万5,000円。次のページ、9ページを御覧ください。

款5. 府支出金、項2. 府補助金、目2. 包括的支援事業等費交付金の47万8,000円、款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目3. 包括的支援事業等費交付金の47万8,000円、以上の減額につきましては、人件費の補正等に伴う減額でございます。

続いて8ページにお戻りください。

款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目6. 介護保険事業費国庫補助金の31万3,000円につきましては、先ほど歳出で御説明しました令和7年度税制改正対応に係るシステム改修費用に対する国庫補助金です。

9ページを御覧ください。

款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 介護給付費繰入金、44万2,000円は令和6年度事業費確定に伴う不足分を繰り入れるものです。続いて目4. その他一般会計繰入金の82万6,000円につきましては、先ほど歳出で説明いたしました令和7年度税制改正対応に係るシステム改修に要する費用の町負担分並びに介護認定審査会共同設置負担金の増額分を事務費として繰り入れるものです。

10ページを御覧ください。

款7. 諸収入、項2. 雑入、目3. 雑入の3. 豊能町見守りサポート社協負担金の148万4,000円は、先ほど歳出で説明いたしました高齢者等見守りサポート事業に係る豊能町社会福祉協議会の負担分を補正するものです。続いて下段の款8. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の1. 前年度繰越金9,507万9,000円は、令和6年度決算における繰越金で、先ほど歳出で説明いたしました基金積立金の財源とするものです。説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。
管野委員。

○委員（管野英美子君）

11ページの総務費、介護認定審査会費ですけれども、こういう予算は当初予算で、予算化されないんですか。それから何か発生したから審査会を開くということですか。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

千歳です。

こちらの負担金につきましては、介護保険の審査会のほうを運営していくための事業でございます。

おっしゃるように当初予算で予算のほうを確定いたしまして予算計上するんですけども、今回人件費の補正があった部分が、当初予算の予算要求に間に合わなかったため、その差額の分を今回補正予算として上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

13 ページの基金積立金の 7,041 万 8,000 円ですけど、令和 6 年度の決算で 10 億 1,515 万円という基金残高があるんですが、そこに上乗せされる金額ですか。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

はい。おっしゃるとおり令和 7 年度 10 月末現在、10 億 2,379 万 7,673 円というのが基金残高になっておるんですが、ここに新たに 7,041 万 8,000 円。これを積み立てるものです。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

トータルで 11 億あるということですか。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

おっしゃるように積み立て後の基金残高につきましては、10 億 9,421 万 5,134 円という形になっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

ちゃんと使ってはるんですかと言いたいんです、行政のほうは下げる議案を出してきて、議会が現状維持っていうことで、これは否決したと思うんですけどもね。行政の言ってることが正しかったかもしれないけども、本当に使う人が使っているのかどうか。そっちは分からへんかもしれないけど、ちゃんと周知をされているのか伺います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

この間、議会の皆様からも、まず制度の周知であるとか、相談の場所はどこにあるかちゃんと御案内されてるかということございました。今回 10 月から始めてます、町長の町政懇談会におきまして、町の現状もお話しながら、なんかでも相談があった場合については、必ず包括支援センターであったり、健康増進課のほうに御相談くださいということも併せてやらせていただけてます。先ほどおっしゃっていただきました保険料の話なんですけれども、ここにつきましては、今後ですね、第 10 期になりますが、ここで給付と負担のバランスについて、もう一度内部で議論しまして、また御提示させていただければと思ってございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

それでは介護見守りサポート事業、ここに出てきましたけれども、本当に一人暮らしの方ってもう日に日に増えているんで、こういう事業とていいんでね、しっかりと周知してください。これは要望しておき

ます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

13ページの独居高齢者等見守り事業と利用者の状況はどういう状況でしょうか。

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

見守りサポート事業に関しましては、150人を目標に、この事業を進めております。現在、4月当初はまだなかなかスタートはゆっくりだったんですけれども、70人程度から開始しました。今年度開始しまして、現在利用に至ってる方が120名程度で、あと利用の準備をされてる方も10名ほどいらっしゃるという状況です。

○委員長（寺脇直子君）

これは今後もっと増えてくるような状況でしょうか。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

やはりこの制度に関しましては、社会福祉協議会と共同でやっているということに加えて、あと民生委員児童委員協議会の方に委員さんの方にもかなり協力をいただきまして、広く周知をしております。

必要な方には、一通り周知が行き渡ってるかなというふうには実感はしております。

ただ、もうこのところ利用の申込みがかなり落ち着いてきて、月に数件程度というように形になってきておりますので、また年度内にもう一度広報誌等で広く周知を図りたいなというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された、付された案件はすべて終了いたしました。

続きまして、そのほかについて委員間討議を行う事項は何かございませんか。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

視察の話ですけど、早いことね、決めて、人気のある視察先はもう列つくって待ってるんで。早く決めて、いつにするかもその時に決めたらいいと思う。決めませんかという提案です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。今小寺委員より視察先を人気のところはなかなか空いてないということで早く決めたほうがいいということですけども、今の時点で、ここに視察先、行ったらいいという提案がある方、委員はいますでしょうか。いや、今、どっかある方は、どっかある方は。

○委員（小寺正人君）

いや、個人的には徳島県の神山町に是非行きたいなと思っています。

○委員長（寺脇直子君）

それでは小寺委員は神山町に行ったらいいというふうに提案をいただいています。

また後日、視察先については、皆さんの視察先の提案も伺って早めに決めていけたらと思っています。

以上で本委員会を閉会したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

はい。福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対しまして、慎重に御審査賜りまして、また適切に御決定賜りまして誠にありがとうございました。

いただきました御意見等につきましては、執行のときにしっかりと配慮させていただくということはもちろんでございますが、本日はですね、お約束をしたこともたくさんございます。

それにつきましてもですね、しっかりと進めてまいりたいと考えてございますので、引き続きの御協力、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は長時間にわたり御審査いただきまして、誠にありがとうございました。

○委員長(寺脇直子君)

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後3時14分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長